

第2部 災害予防対策計画

自然災害対策にあつては、その様々な災害リスクを住民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあつては、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や市民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

ただし、設置や性能の向上により直ちに減災効果を発揮するハード対策とは異なり、ソフト対策はマニュアル等を作成しただけでは減災につながらない。利用者に理解され、利用されて初めて効果を発揮することから訓練等が必要であることに留意する。

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

■ 計画方針

市は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 中枢組織体制の整備

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係わる中枢的な組織体制の整備・充実を図る。また、災害時における活動組織体制は、次のとおりとする。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、市震度計観測値あるいは市域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。また、報道機関からの発表がない場合は、隣接市町（藤井寺市・柏原市・松原市・富田林市・堺市・太子町）の震度とする。

[資料編 資料26 気象庁震度階級関連解説表 参照]

1 羽曳野市災害対策本部

市は、次の場合、災害対策基本法第23条の2に基づいて災害対策本部（資料編 資料2-1、2-2 参照）を設置する。

- (1) 市域において災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 災害救助法適用を要する災害が発生したとき。
- (3) 本市において震度4以上の地震が発生したとき。
- (4) 南海トラフ巨大地震の緊急的な宣言が行われたとき。
- (5) 大阪管区気象台から気象警報が発令されたとき。
- (6) 市及び隣接市町において、感染症が集団で発生したとき。
- (7) 市及び隣接市町に対して、総理指示が発令されたとき。
- (8) 本部本部長（以下「本部長」という。）が当該配備を指令するとき。

その組織は、次のとおりとする。

[組織]

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理部長（総括）、政策企画部長、総務部長、税務長、保健福祉部長、こどもえがお部長、市民生活部長、土木部長、下水道部長、都市開発部長、水道局長、学校教育部長、生涯学習部長
本部補助員	本部員が所管する理事、副理事及び所属の長
事務局	危機管理部職員

第2 組織動員体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、地震災害、風水害等における応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制及び服務等の整備を図る。併せて、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築するなど、運営方法の整備に努める。

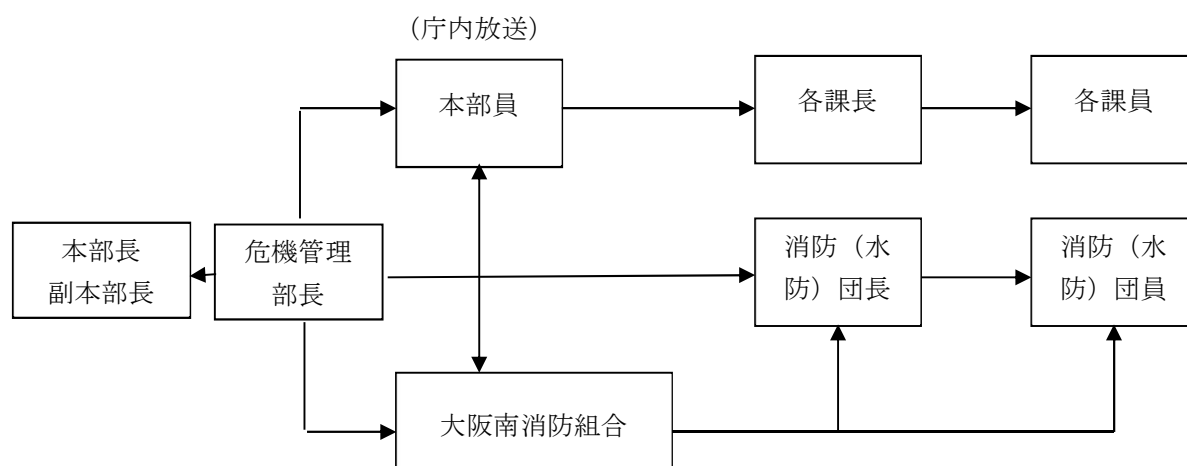
また、市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 配備区分

市は、応急対策を的確に実施するため、災害の状況に応じた職員の配備及び動員基準を定める。

2 指令の伝達系統及び方法

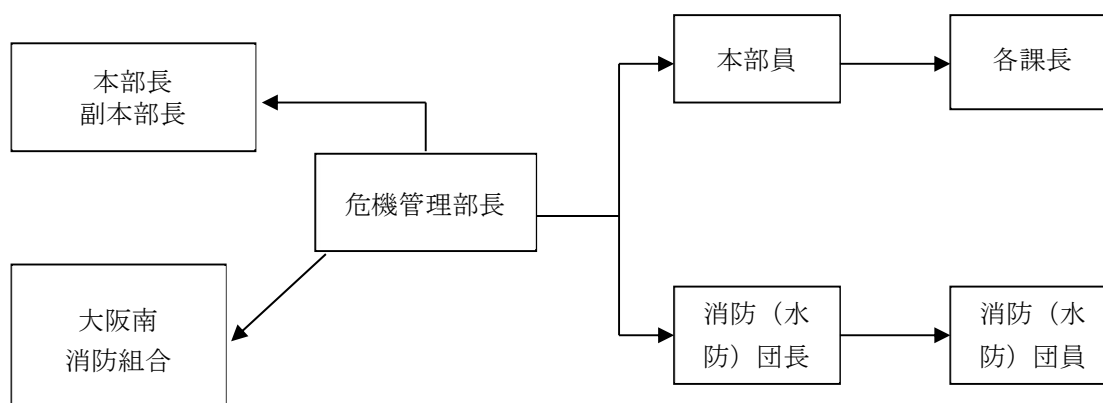
(1) 勤務時間内の伝達系統



(2) 夜間、休日における応急対策及び情報伝達

職員は、第3部第1章第1節第2表3.1.1-4に基づき参集し、本部長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を次のとおり行う。

- ① 災害情報や被害情報の収集及び伝達
- ② 大阪府及びその他防災関係機関との連絡調整
- ③ 災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握
- ④ 災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 各課長は、所属職員に対し、この計画に定められた防災活動の内容について、徹底しておくものとする。
- (2) 各課長は、所属職員に対し、勤務時間の内外を問わず、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集するよう周知徹底を図る。
- (3) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

4 非常参集

市は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災にかかる組織動員体制の整備を図り、特に震災時等不測の災害に対応するため、通常時から非常参集のための体制・施設整備や訓練等を実施するとともに、職員に対しその内容を周知・徹底させることとする。

5 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

大阪府及び市は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

6 その他の防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備を図る。

7 防災関係機関の連携

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第3 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進するなど、防災中枢機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

1 防災中枢施設の整備

市は、市役所別館3階に災害対策本部を開設するとともに、災害対策本部に必要な各種通信システム（市防災行政無線等）の起動、資機材や物資の備蓄等の機能を備えた防災中枢施設を整備し、大阪府との連携を図る。

また、代替施設はL I Cはびきのとし、必要となるバックアップ対策、自家発電設備等の整備等に努める。

なお、新庁舎の供用開始以降は、同庁舎において災害対策本部を開設し、応援職員や物資の受け入れなど、災害対応の中枢機能を確保する。また、同庁舎における災害対策業務室等のレイアウトや新庁舎の活用方法等については、業務継続計画や受援計画において別途定める。

2 災害対策基地の整備

震災等緊急時に設置される西部災害対策基地（支所）について、動員計画や業務分担等に従って、物資、資機材等を前もって整備を進めておく。また、代替施設は、はびきのコロセラムとし、物資、資機材等の整備に努める。

3 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

第4 地域防災拠点の整備

市は、大阪府で整備される広域防災拠点（大阪南部（りんくうタウン南地区））及び後方支援活動拠点（大泉緑地）等と連携して大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、市域において、次の地域防災拠点を整備する。

表2.1.1-1 大阪府の防災拠点等一覧

広域防災拠点	大阪北部（万博記念公園東地区）、大阪中部（八尾空港北側隣接地）、大阪南部（りんくうタウン南地区）
後方支援	日本万国博覧会記念公園、服部緑地、大阪城公園、鶴見緑地、長居公園、寝屋川公園、久宝寺緑地、山田池公園、大泉緑地、錦織公園、蜻蛉池公園
輸送基地	○陸上輸送基地 日本万国博覧会記念公園、北大阪トラックターミナル、大阪府立消防学校、東大阪トラックターミナル、大阪城公園（東部地区）、大阪府北部広域防災拠点、大阪府中部広域防災拠点、大阪府南部広域防災拠点 ○航空輸送基地 大阪国際空港、関西国際空港、八尾空港 ○海上輸送基地 大阪南港（A岸壁）、堺泉北港（汐見第5号岸壁-12m）、堺泉北港（堺浜1号岸壁-7.5m）、堺泉北港（助松1号岸壁-9m）、堺泉北港（助松9号岸壁-12m 暫定）

注）※印は計画中又は整備中のもの

表2.1.1-2 市の防災中枢拠点及び地域防災拠点等一覧

災害時における役割等	防災拠点名	所在地
災害対策本部 （ ）は代替施設	市役所別館3階 (L I C はびきの)	羽曳野市誉田4-1-1
市西部災害対策基地 （ ）は代替施設	支所（はびきのコロセアム）	羽曳野市南恵我之荘3-1-1
市災害医療センター	医療法人春秋会 城山病院	羽曳野市はびきの2-8-1
市医療対策本部	保健センター4階	羽曳野市誉田4-2-3
災害医療協力病院	医療法人颯仁会 しらとり病院 医療法人昌円会 高村病院 医療法人はあとふる 運動器ケア しまだ病院 医療法人愛幸会 天仁病院 医療法人丹比荘 丹比荘病院（メンタルヘルスケア）	羽曳野市誉田3-15-27 羽曳野市恵我之荘3-1-3 羽曳野市樫山100-1 羽曳野市伊賀11-1 羽曳野市野164-1
災害医療等の対策基地	保健センター	羽曳野市誉田4-2-3
ボランティアの集結拠点	L I C はびきの	羽曳野市軽里1-1-1
応援部隊の集結拠点	峰塚公園	軽里2-85-1 外
自衛隊等の集結拠点	峰塚公園	軽里2-85-1 外
救援物資輸送拠点	L I C はびきの	羽曳野市軽里1-1-1
災害時用臨時ヘリポート	はびきのコロセアム（東側駐車場） はびきの殖生学園 グレープヒルススポーツ公園	羽曳野市南恵我之荘4-237-4 羽曳野市伊賀5-8-1 羽曳野市駒ヶ谷850
ドクターヘリ ランデブーポイント	石川河川敷運動公園駒ヶ谷地区 グレープヒルススポーツ公園 陵南の森総合センターグラウンド 阪南大学羽曳野グラウンド 四天王寺大学東グラウンド 中央スポーツ公園	羽曳野市駒ヶ谷140 羽曳野市駒ヶ谷850 羽曳野市島泉8-8-1 羽曳野市羽曳が丘西7-1032 羽曳野市学園前3-2-1 羽曳野市伊賀5-6-37
災害廃棄物仮置場	グレープヒルススポーツ公園 「地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所」 の敷地の一部分	羽曳野市駒ヶ谷850 羽曳野市尺度442
遺体収容所	市民体育館 (遺体収容所の設置の必要が生じたとき)	羽曳野市西浦1047

第5 装備資機材等の備蓄

市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に、迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の備蓄及び技術者等の把握

燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大等に配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、市は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保に取り組むものとする。

2 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検及び補充交換を行い、保全に万全を期する。

3 データの保全

市は、地籍、権利関係書類及び測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。

また、「三市災害相互応援協定」（資料編 資料6 参照）による和歌山県田辺市と奈良県橿原市の協力や関連情報通信業者との連携により、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第6 防災訓練の実施

市は、本計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

1 総合的防災訓練の実施

市は、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が一体となり、大阪府等防災関係機関、住民等の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送の総合的訓練、水防、林野火災、危険物等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

また、市は、柏原市、藤井寺市、大阪南消防組合との連携により合同防災訓練を実施する。

その際、要配慮者に十分気を配り、地域において避難行動要支援者を支援する体制整備に努めるとともに、男女共同参画の視点を活かすよう努める。

2 水防訓練

水防技術の向上をはかるため、本市の実情に即した効果的な訓練を実施し、洪水防御に万全を期する。

水防訓練は、定期的又は随時、主要河川において出水期前に実施するものとし、水防工法等訓練の内容については、大阪府水防計画の定めるところとする。

3 消防訓練

消防訓練は、消防水利の活用、機材の操法等を訓練することはもとより、特殊火災に対する消防知識をあわせて涵養するものとし、各種及び各地区にわたる防火対象物の状況想定に基づく訓練を実施して、消防目的の完璧を期する。

消防訓練は、訓練の種別毎に計画をたて、定期的又は随時に実施する。

4 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練とあわせて、あるいは総合訓練の一部として実施し、避難の指示、伝達、救出、避難所の防疫、給水、給食等を中心に、防災関係機関と緊密な連携のもとに実施する。

5 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、平常時通信から災害時通信への迅速かつ円滑な切換え、通信途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達及び受報等について、十分な効果が発揮できるように実施する。

6 非常参集訓練

市は、職員の配備を迅速に行うため、職員の安否確認訓練及び非常参集訓練を実施する。

特に、消防（水防）団員について電話連絡又は伝令等による参集、さらに、停電時及び通信途絶時を想定して、車両による参集について訓練を行う。

7 その他の訓練の実施

市は、その他の医療、ライフライン対応、緊急輸送、災害警備、林野火災対策、危険物災害対策、航空機災害対策等にかかる訓練を単独又は共同で実施する。

8 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等の導入を図る。

9 留意事項

- (1) 実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。
- (2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。
- (3) 業務継続計画（BCP）に基づき、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

- (4) 要配慮者に十分気を配り、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。
- (5) 男女共同参画の視点に十分配慮するよう努める。
- (6) 大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (7) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。
- (8) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第7 防災体制の整備

市、大阪府をはじめとする防災関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

1 広域防災体制の整備

(1) 広域応援体制の整備

市は、地震災害、大規模火災等の災害を視野に入れ、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、周辺市町村や大阪南消防組合との相互応援の充実や体制の整備を図る。

市では、阪神・淡路大震災の後、広域での応援の重要性を考慮し、中河内、南河内の9市2町1村と「災害相互応援協定」を、また、橿原市、田辺市と「三市災害相互応援協定」を結び、人員の派遣、物資の援助をはじめとした総合的な応援体制の整備を進めている。

表2.1.1-3 市で締結済みの相互応援協定

協定等	協定自治体等
大阪府中ブロック消防相互応援協定 (資料編 資料3 参照)	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村及び大阪南消防組合
阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定 (資料編 資料4 参照)	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、大阪南消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、奈良県広域消防組合
災害相互応援協定 (資料編 資料5-1 参照)	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
災害相互応援協定及び確認書 (資料編 資料5-2 参照)	堺市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
三市災害相互応援協定 (資料編 資料6 参照)	奈良県橿原市、和歌山県田辺市、大阪府羽曳野市

協定等	協定自治体等
災害時相互応援協定 (資料編 資料35 参照)	岐阜県羽島市、岐阜県海津市、大阪府羽曳野市

(2) 大阪府の広域応援体制の整備

大阪府は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」(近畿2府7県：福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、関西広域連合)、及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」を結び、これにあわせた整備を進めている。

(3) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

市及び大阪府は、国内で発生した地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受け入れ体制の整備を図る。

(4) 警察災害派遣隊の受け入れ体制の整備

大阪府警察は、大規模災害時における警察活動を迅速かつ円滑に実施するため全国的に相互応援を行う部隊として設置されている「警察災害派遣隊」との連携や受け入れ体制の整備を図る。

(5) その他防災関係機関の広域防災体制の整備

被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために設置される国土交通省の緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)をはじめ、その他防災関係機関は、大規模災害に対応するため、広域的な防災体制の整備を推進し、市は連携を強化する。

[資料編 資料5-3 災害時等の応援に関する申し合わせ 参照]

第8 人材の育成

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化とあわせて、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、幹部職員を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

1 市職員

市は、職員に対し、平常時から本計画による各機関の防災体制及び防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得を図り、災害時における体制の確立に努める。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ① 羽曳野市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災・減災に関する知識と技術
- ⑥ 災害応急対策に従事する場合の安全確保
- ⑦ 応急手当や救命措置等に関する基礎知識
- ⑧ 防災関係法令の適用
- ⑨ その他必要な事項

2 消防団員

消防団員は、地域に密着した防災機関としての任務の重要性にかんがみ、出火防止、初期消火、救急救助、火災や災害現場における安全確保等に関し、住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき、普通教育、幹部教育及び特別教育等の教育訓練を実施する。

[資料編 資料 18 消防団員数及び消防資機材の現況 参照]

3 家屋被害認定を行う者の育成

市は、大阪府の実施する家屋被害認定担当者向けの研修に参加し、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図る。

第9 防災に関する調査研究の活用

市では、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国、大阪府、各防災関係機関によって行われる災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査研究の結果を活用し、的確な防災体制の整備を図る。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用を努める。

さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うなど、災害対応における先進技術の導入を検討する。

第10 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大阪府と連携して、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

また、市は、自衛隊の災害派遣が行われる場合に部隊が迅速かつ円滑に活動できるよう峰塚公園を受け入れ基地（仮泊予定地）として指定し、そのための受け入れ体制の整備を図る。

第11 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1 自治体のBCP（業務継続計画）の策定・運用

大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要である。また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、以下の方針に基づき業務継続を図るとともに、市の業務継続計画（BCP）を適切に運用する。

- (1) 大規模地震での被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に定められた災害応急対策業務に万全を尽くす。
- (2) 自治体の行政機能が一部停止することによる住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、首長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、自ら保有するコンピューターシステムや重要な行政データのバックアップ対策を講じるとともに、中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

2 市の体制整備

- (1) 被災者支援システムの活用
市は、被災者支援システムの活用に努める。
- (2) 業務継続の体制整備
市は、業務継続計画（BCP）の運用に努め、自らの業務継続のための体制整備を行う。
- (3) 相互応援体制の強化
市は、相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3 応援・受援体制の強化

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、各業務担当部署における受援担当者の選定、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資器材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (1) 応援・受援計画の目的
支援を要する業務や受け入れ体制等を定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。
- (2) 計画に定める主な内容
 - ① 組織体制の整備
 - ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ
 - ③ 人的応援に係る担当部局の調整
 - ④ 災害ボランティアの受け入れ

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

- ⑤ 人的支援等の提供の調整
 - ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ
 - ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用
- (3) 応援職員の実環境整備・装備の充実

大阪府及び市は、広域応援等の要請に応じ派遣された応援職員等の受け入れを事前に準備するにあたり、環境整備・装備の充実に向け、次の事項に留意するよう努める。なお、その際、男女ともに活動することに配慮するものとする。

ア 応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストの作成

イ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保

ウ テントや間仕切り等の装備等、感染症対策とプライバシーに配慮した適切な空間の確保

第12 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。なお、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて発災時の連絡先や請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努めるものとする。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備に努めるものとする。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と自動起動システムにより連動した防災行政無線の充実強化を図る。

第1 通信連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時における相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、それぞれ通信連絡窓口を定め通信連絡システムを明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図るものとする。

1 通信連絡の確保

災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

2 災害時優先電話の指定及び連絡責任者

- (1) 災害時優先電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- (2) 災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限し、災害時優先電話に通信事務従事者を配置し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- (3) 相互の通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所の電話を利用するものとする。

3 通信施設の整備

災害時における各種予警報や指令等の災害情報を伝達し、被害状況や応援対策活動を収集するため、羽曳野市防災行政無線等の通信施設の充実強化を図り、円滑迅速なる情報収集伝達体制の確立を図る。

- (1) 羽曳野市防災行政無線（資料編 資料20-1「防災行政無線（移動系）呼出番号」、20-2「羽曳野市防災行政無線 システム系統図」、20-3「羽曳野市防災行政無線（同報系）位置図」 参照）

① 移動系

移動系システムは、可搬型移動局からなり、大阪南消防組合のほか、各防災機関に配置する。

被災現地における被害状況や避難所等における応急対策活動状況等の連絡を行う。

災害対策本部設置後は、全ての移動局を開局して統制局の管理のもとに置かれるものとする。

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

② 固定系

固定系システムは、屋外受信装置及び公共施設における戸別受信機から構成され、同報通信方式により、災害時に住民に対し、的確な情報を伝達する。

(2) 市水道局無線

水道局では、車載型移動局12局、携帯2局からなる無線通信システムの活用により、災害時に対応する。また、通常時においても、水道施設の維持管理等に活用する。

(3) 大阪南消防組合

消防無線その他の通信連絡手段を活用して、管内分署、出張所及び各防災関係機関と連絡を行う。

(4) 大阪府防災行政無線（資料編 資料21-1、21-2 参照）

大阪府が防災対策の一環として、災害発生時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、大阪府と府の各出先機関及び府内各市町村等を結ぶ無線網で、災害予防及び災害復旧対策等における防災上の各種情報並びに地震情報や気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めるために活用する。

(5) 大阪府防災情報システム

大阪府防災情報システムは、大阪府と市町村を結ぶシステムであり、日本気象情報協会のすべての情報を盛り込んだ気象等観測情報システム、被害映像収集システム、被害情報収集システム、被害情報提供システム、災害対策本部情報システム等で構築されている。通常時における気象等の情報収集や災害時の情報交換等に活用する。

(6) 羽曳野警察署

警察無線、その他の通信連絡手段を活用して、管内交番、大阪府警本部、各防災関係機関と連絡を行う。

(7) その他の防災機関

それぞれの通信連絡システムのもとに無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

(8) アマチュア無線局等

市は、市内のアマチュア無線局や各企業・事業所等の無線設備に対し、災害時における通信への協力を要請する。（電波法第52条）

第2 情報収集伝達の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び防災行政無線（戸別受信機含む。）をはじめ、広報車による巡回、市ウェブサイト、携帯電話へのメール発信（緊急速報メールを含む。）、J-ALERT（テレビ・ラジオ等への情報提供）、その他を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するために、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化に努める。

なお、国、公共機関、大阪府及び市町村の間で情報の共有化が図られるよう、国は各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるものとする。また、国は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。

(1) 24時間体制の整備

大阪南消防組合との連携により、夜間は消防本部及び羽曳野警察署から守衛を通じて危機

- 管理部へ通報する。
- (2) 震災時の情報収集
震災時は、災害対策本部により情報収集を行う。

第3 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制、施設及び設備の整備を図るものとする。

1 広報体制の整備

- (1) 広報責任者の選任
災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ災害広報責任者を選任
- (2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- (3) 広報文案の事前準備
- ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
 - ② 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
 - ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ④ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報等手段の確保

特に、大阪府及び市は、障害者に関し、障害の種類及び程度に応じて防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。併せて、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 緊急放送体制の整備

市及び放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づく緊急放送体制の整備に努める。

3 報道機関との連携協力

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

4 災害時の広聴体制の整備

大阪府、市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用FAX、相談窓口等の体制を整備する。

5 停電時の住民への情報提供

大阪府、市及び電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 被災者への情報伝達体制の整備

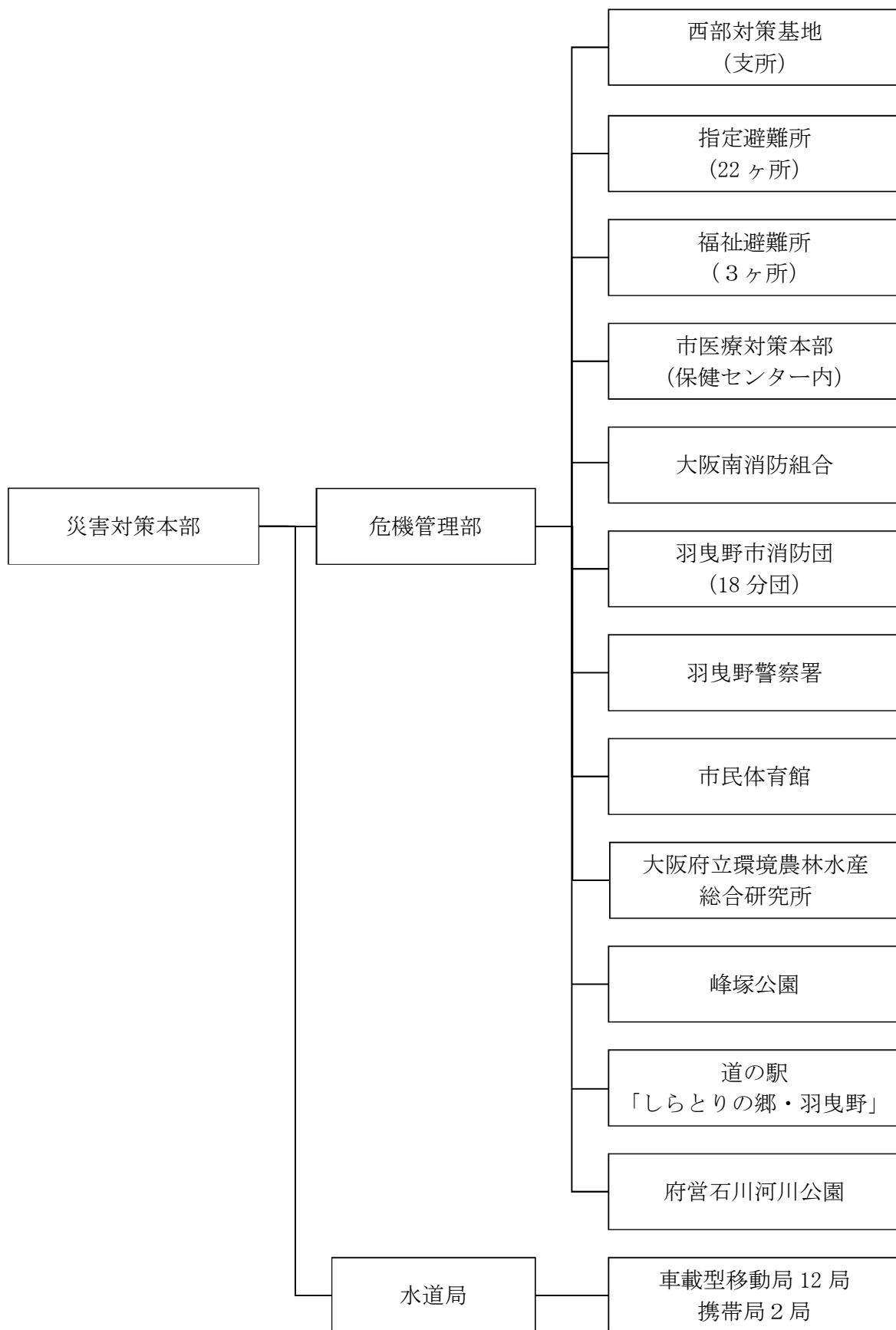
総務省及び電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

図2.1.2-1 羽曳野市防災行政無線（移動系整備計画）及び水道局無線の系統図



第3節 消火・救助・救急体制の整備

■ 計画方針

市及び大阪南消防組合は、大阪府、警察署等と連携し、被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めるものとする。

市は、大阪府及び国と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。また、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力を努める。

なお、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 市及び大阪南消防組合、消防団

市及び大阪南消防組合、消防団は、大規模火災等の災害の発生に備えて、消防力の充実、応援体制の整備、防災関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。

1 消防力の充実

(1) 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成26年10月31日改正 消防庁告示第28号）に基づき消防署所を配置し、消防車両等の消防施設や映像情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防施設等、総合的消防力の充実に努める。

(2) 消防水利の確保

- ① 大阪府地域防災計画（資料編）に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」（資料編 資料32 参照）に基づき、消防水利の確保に努める。
- ② 「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。
- ③ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて、消防水利の多様化を図る。
- ④ 消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

(3) 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制等の整備に努める。

(4) 消防団の充実強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化を図るため、体制整備や資機材の整備等に努める。

① 体制整備

青年層・女性層を始めとした団員の入団促進や若手、女性リーダーの育成、処遇の改善に努める。

- ② 消防施設、装備の強化
大規模災害等に備え、消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化に努める。
 - ③ 消防団員の教育訓練
消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等の徹底、必要な資格の取得等の教育訓練を実施する。
 - ④ 地域との交流
地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
- (5) 自主消防組織の整備促進
- ① 婦人防火クラブの活性化
婦人防火クラブへの参加を呼びかけ、防災に関する知識や初期消火能力の向上を図る。
 - ② 自主防災組織
各地域に対して、自主防災組織（自警団）の整備を促進し、積極的に市や大阪南消防組合、消防団で実施する訓練への参加を促す。
 - ③ 事業所の自衛消防隊整備促進
市内の各事業所に対しても、自衛消防隊の結成、整備を促し、積極的な訓練の実施を求める。

2 広域消防応援体制の整備

市は、地震等大規模災害発生に備え、周辺市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受け入れ体制の整備に努める。

3 緊急消防援助隊の充実強化

大規模災害時の広域的な消防防災体制の充実強化を図るため、緊急消防援助隊の資機材等の適切な整備を行う。

第2 連携体制の整備

市及び大阪南消防組合は、大阪府、他市町村、警察署、自衛隊等と平時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

第4節 災害時医療体制の整備

■ 計画方針

市及び大阪府は、災害時の医療活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、羽曳野市医師会及び歯科医師会、薬剤師会をはじめとする医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備するものとする。

また、大規模災害発生時において市は、市医療対策本部を設置するとともに、大阪府藤井寺保健所内に設置される保健医療調整本部と連携し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、医療従事者等を受け入れるなど、中長期間にわたる医療救護活動を実施する。

第1 市医療対策本部

市災害対策本部の業務のうち、多くの人命を救うために重要な医療体制を確保するため、市医療対策本部を別に設置する。構成は、市保健福祉部長が指名する市職員を本部長とし、災害医療コーディネーター(羽曳野市医師会会員医師)、羽曳野市医師会会員医師及び歯科医師会会員医師、薬剤師会会員薬剤師、統括保健師で構成し、健康増進課(主管課)及び保健福祉部各課職員が事務局を担う。

業務にあたっては、市の医療救護活動の中核機関として、市災害医療センターや市災害協力病院、府関係機関等と連携しながら、羽曳野市災害時医療救護活動計画に基づき医療救護活動を担う。

第2 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し、大阪府内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。さらに、災害の種類や時間経過に伴い、量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を活かした医療救護を行う。

第2部 災害予防対策計画
第1章 防災体制の整備

ウ 応急救護所での対応

- (ア) トリアージは、応急救護所へ派遣された医師が行う。
- (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、災害拠点病院へ搬送する。
- (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。
- (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

エ 医療機関での対応

- (ア) 災害が大規模な場合、災害拠点病院で2次トリアージが行われることを想定し、中等症患者は市災害医療センターに、重症患者は当該災害拠点病院に集結させる。
- (イ) 災害医療協力病院は、被災患者が重症化した場合は災害拠点病院へ、受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は市災害医療センターへ、それぞれ速やかに転送する。
- (ウ) 災害拠点病院及び市災害医療センターは、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。この際、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整は基幹災害拠点病院が行う。ただし、基幹災害拠点病院がその役割を担えない場合は、大阪府医療対策課長（医療対策班）が指定する災害拠点病院がその役割を担う。
- (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

② 被災地外（市外）

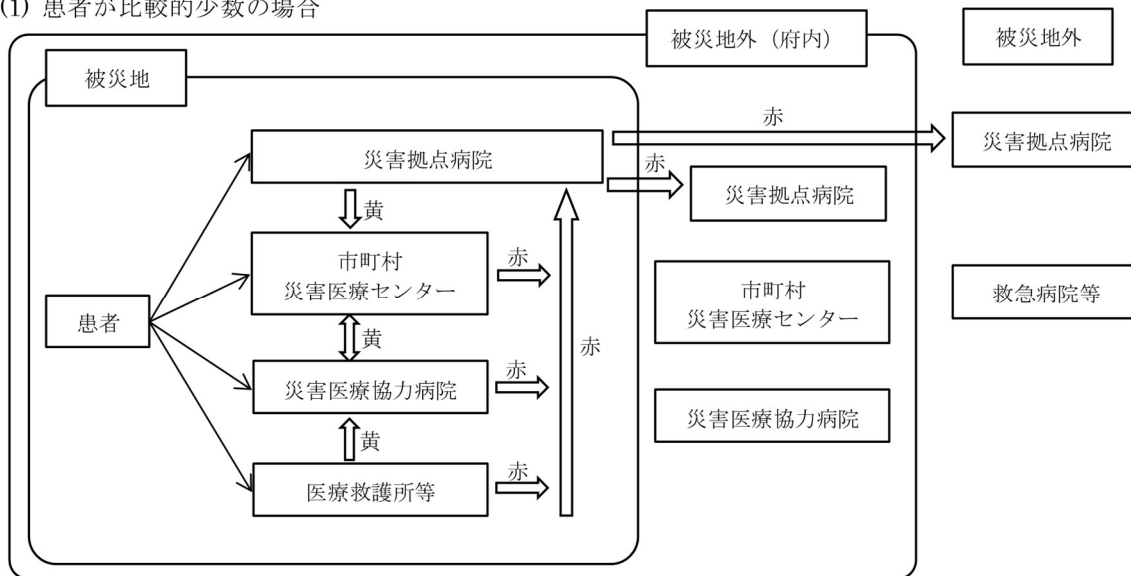
- ア 災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ転送する。
- イ 市町村災害医療センターは、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。
- ウ 災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ患者を分散し、2次トリアージの拠点としての役割を果たす。

表 2.1.4-1 拠点となる災害医療機関

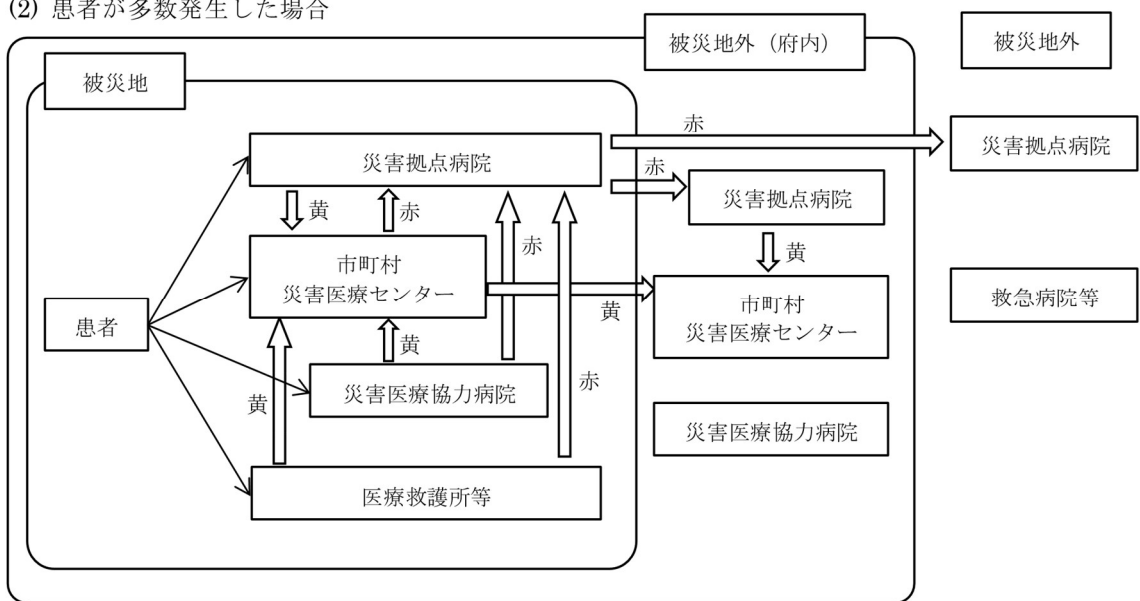
市災害医療センター		医療法人春秋会城山病院（災害医療協力病院と重複）
災害医療協力病院		医療法人はあとふる運動器ケアしまだ病院、医療法人昌円会高村病院、医療法人颯仁会しらとり病院、医療法人愛幸会天仁病院 医療法人丹比荘丹比荘病院（メンタルヘルスケア）
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	大阪急性期・総合医療センター
	地域災害拠点病院	大阪市立総合医療センター、国立病院機構大阪医療センター、大阪赤十字病院、大阪公立大学医学部附属病院、済生会千里病院、大阪大学医学部附属病院、大阪医科薬科大学病院、関西医科大学総合医療センター、関西医科大学附属病院、府立中河内救命救急センター、市立東大阪医療センター、近畿大学病院、堺市立総合医療センター、りんくう総合医療センター（府立泉州救命救急センター）、大阪警察病院、多根総合病院、岸和田徳洲会病院
		大阪国際がんセンター、大阪精神医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪母子医療センター

図2.1.4-2 災害時に患者が多数発生した場合の患者の流れ

(1) 患者が比較的少数の場合



(2) 患者が多数発生した場合



第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

(2) 医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣

大阪府医療対策課長（医療対策班）は、医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣・受け入れの調整等にあたっては、DMAT調整本部長や府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら行う。

① 緊急医療班の派遣

ア 緊急医療班は、災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する救急医療従事者で構成される医療救護班（保健医療活動チーム）として、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

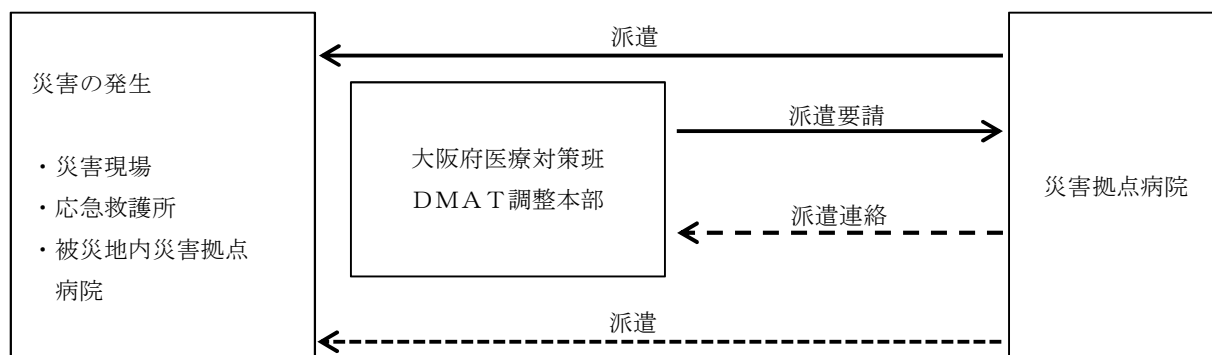
イ 大阪府医療対策課長（医療対策班）は、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。なお、派遣要請の判断は、日本DMAT活動要領を参考に行う。

ウ 災害拠点病院は、大阪府医療対策課長（医療対策班）の要請があった場合又は大阪府医療対策課長（医療対策班）からの要請を受ける前であっても、他機関の要請等を受けた場合等緊急やむを得ないと自ら判断したときは、緊急医療班を派遣する。ただし、自らの判断で派遣した場合には、速やかに大阪府医療対策課長（医療対策班）に報告し、その承認を得るものとする。なお、災害派遣医療チーム（DMAT）の自動待機基準は、日本DMAT活動要領を準拠する。

エ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣にあたっては災害拠点病院で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、大阪府医療対策課長（医療対策班）へ搬送手段の確保を要請する。

オ 災害拠点病院は、緊急医療班を通じて災害医療情報を収集するとともに、収集した情報を大阪府医療対策課長（医療対策班）及び災害医療コントロールセンターへ報告する。

図2.1.4-3 災害拠点病院からの緊急医療班派遣の流れ

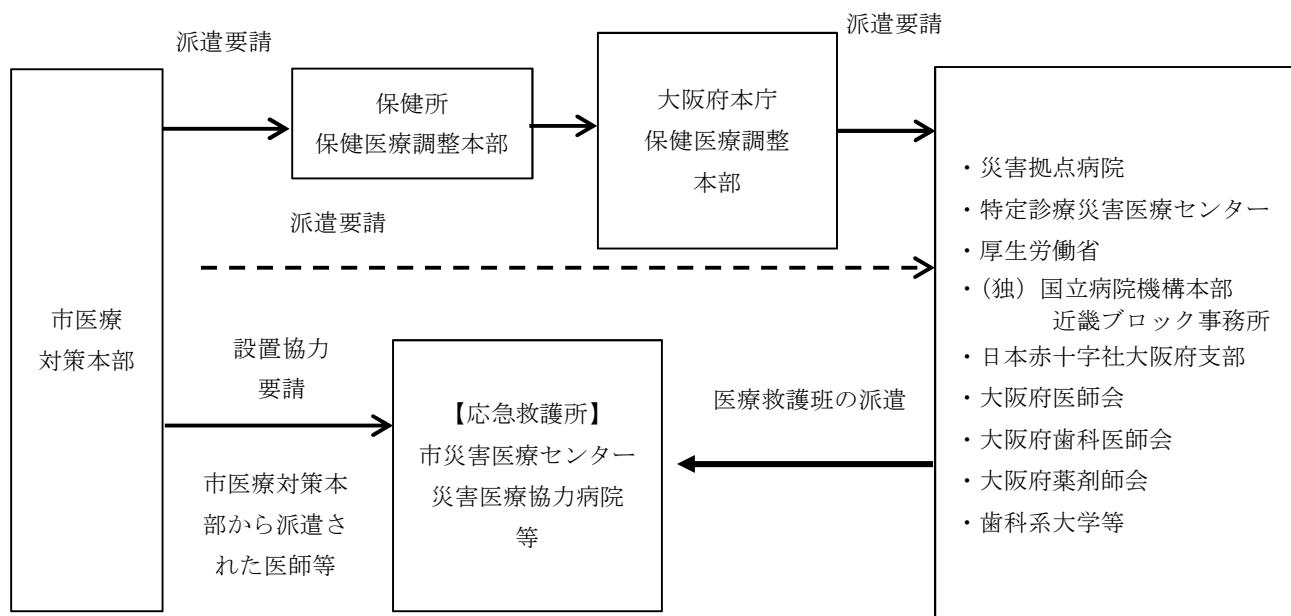


② 応急救護所への医療救護班（保健医療活動チーム）の要請

ア 市は、市内の応急救護所に配置すべき人材を市災害医療センター及び羽曳野市医師会等の協力を得て、自ら編成・派遣する。なお、災害の規模によっては、保健医療調整本部(大阪府藤井寺保健所内設置)を通じて派遣要請を行う。

イ 保健医療調整本部(大阪府藤井寺保健所内設置)は、市町村から医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣要請を受けた場合又は自ら必要と認めた時は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学等に必要な医療救護班（保健医療活動チーム）の派遣を要請する。

図2.1.4-4 市からの医療救護班派遣要請の流れ



2 後方医療活動

災害現場や指定避難所の救護スペース等では対応できない患者の二次医療から三次医療を、拠点となる災害医療機関（表2.1.4-1）を中心に被災を免れた医療機関で実施する。

市においては、市災害医療センター（城山病院）への搬送を第1に行い、災害が大きく搬送が集中する場合については、災害医療協力病院及び市外の災害拠点病院等へ搬送する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 災害発生直後から48時間にかけては市災害医療センター（城山病院）及び災害医療協力病院（しらとり病院、高村病院、運動器ケアしまだ病院、天仁病院、丹比荘病院）への負傷者等の搬送が集中することが予測されることから、市医療対策本部は、各病院での応急救護所（トリアージや応急処置等）体制の構築に努める。
- (3) 広域搬送の可能な患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機等航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (4) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（市域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- (5) 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び医療関係機関と連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の拡充

大阪府藤井寺保健所及び市医療対策本部は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用する。また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、多重化、多様化による非常用通信手段の確保に努める。

2 連絡体制の整備

- (1) 市医療対策本部は、災害時に医療対策本部を保健センター4階に設置し、羽曳野市災害対策本部や保健医療調整本部（大阪府藤井寺保健所内設置）との情報交換・提供、医師会会員、歯科医師会会員、薬剤師会会員からの情報の一元化を行う。
- (2) 市医療対策本部長は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、市職員の中から連絡調整員を指名する。

3 その他

- (1) 市医療対策本部は、保健医療調整本部（大阪府藤井寺保健所内設置）や医療機関等との情報連絡手段を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市、大阪府及び医療関係機関は、災害発生直後から実施される応急救護所（トリアージや応急救置等）活動の展開とも連携を図りつつ、指定避難所の整備に努める。

1 巡回医療救護班の種類と構成

市医療対策本部は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう巡回医療救護班を編成する。また、大規模災害時における医療救護活動への支援が可能と想定される市内に居住する医師や歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の有資格者の事前把握に努める。

2 巡回医療救護班の編成基準

巡回医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等については、次のとおり定める。

- (1) 巡回医療救護班は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、歯科衛生士、市職員等により編成する。
- (2) 参集場所は、原則として保健センターとし、派遣方法等については、被害の状況に応じて市医療対策本部において決定する。

3 医療従事者等の受け入れ及び派遣・配置調整

市は、市災害対策本部及び保健医療調整本部（大阪府藤井寺保健所内設置）を通じて他市町村等から派遣される緊急医療班の受入体制について、あらかじめ調整しておく。

市医療対策本部は、保健センターに窓口を設置し、医療従事者等の受け入れ及び救護所等への配置調整を行う。

第4 後方医療体制の整備

1 災害医療機関の整備

大阪府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定する。

市は、羽曳野市医師会等と連携して後方医療体制の充実に努めることとし、市の医療救護活動の拠点となる市災害医療センター、災害医療協力病院は、表2.1.4-1のとおり。

2 病院防災マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対応策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制の確立に努める。

第5 医薬品等の確保体制の整備

市、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部は、災害時における医薬品の確保が円滑に行えるよう、平時からそれぞれの本部において調整を担う災害薬事コーディネーターである薬剤師などの助言により、必要な医療関係機関、医薬品等関係団体、薬局等との連携・連絡体制を整え、医療関係機関及び医薬品等関係団体等の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

1 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、大阪府と連携し、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

(1) 災害拠点病院等での病院備蓄

ア 災害拠点病院

イ 市災害医療センター、災害医療協力病院

(2) 羽曳野市薬剤師会

(3) 卸業者及び製造業者による流通備蓄

(4) 大阪府薬剤師会

2 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び大阪府は、災害時における患者、医療従事者等及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、自衛隊等とも協力し、陸路・空路を利用した搬送手段及び搬送体制の充実を図る。

1 患者搬送

市及び大阪府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2 医療従事者等の搬送

市及び医療関係機関は、応急救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

市は、医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター（大阪はびきの医療センター、府立精神医療センター、大阪国際がんセンター、府立母子保健総合医療センター）、各専門医会等関係団体等と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 医療関係機関協力体制の確立

市は、大阪府が設置する地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築する。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市及び災害医療関係機関等は、大阪府や地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

また、市は、災害発生直後から48時間以内の急性期救急医療体制等の構築が重要であることから、羽曳野市医師会等の協力を得て、羽曳野市災害時医療救護活動計画に基づく訓練等を推進する。

第10 災害医療機関等の施設整備

大阪府は、災害医療機関をはじめとした医療機関の耐震化、自家発電設備の整備、浸水対策等の施設整備や災害拠点病院の資機材等の整備・充実を促進する。

第5節 緊急輸送体制の整備

■ 計画方針

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市は、警察及び大阪府の道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路（地域緊急交通路）を選定する。また、大阪府は、広域緊急交通路を選定するとともに、広域緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、「重点14路線」を選定する。

(1) 広域緊急交通路（大阪府選定）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路
- ③ 各府民センタービル、市庁舎等市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路
本市域を通過する広域緊急交通路としては、国道170号、西名阪自動車道、南阪奈道路及び都市計画道路八尾富田林線（事業中）が選定されている。なお、「重点14路線」については、市域に該当するものはない。

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市では、大阪府で選定した広域緊急交通路と市が自ら選定した輸送拠点である災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、地域防災拠点や災害対策基地等を結ぶための主な輸送施設である「地域緊急交通路」を表2.1.5-1のとおり選定する。

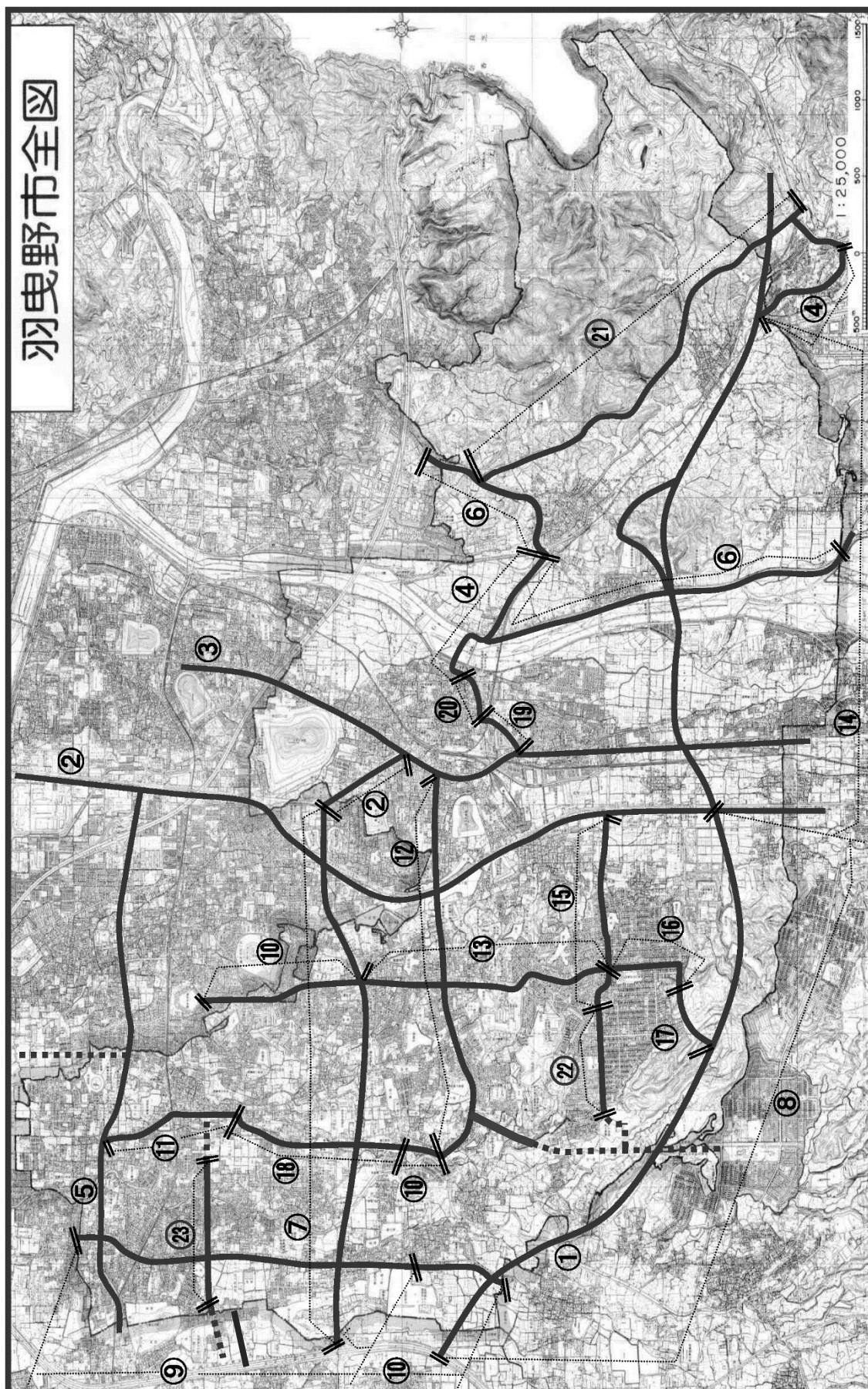
また、「地域緊急交通路」の機能を分担し、より円滑な輸送路を確保するため「地域緊急交通路補助道路」を選定する。この道路の区間は、起終点が地域緊急交通路に接続、もしくは隣接する市町境界に接続する道路で、地域緊急交通路の通行を補完する道路である。

（資料編 資料 11-1 「市内の地域緊急交通路」、11-2 「市内の地域緊急交通路補助道路」参照）

表2.1.5-1 市内の地域緊急交通路

番号	路線名称	起終点	備考
1	南阪奈道路	堺市境界～太子町境界	広域緊急交通路
2	国道170号	藤井寺市境界～富田林市境界	広域緊急交通路
		藤井寺市境界～白鳥北	広域緊急交通路
3	国道170号(旧)	藤井寺市境界～富田林市境界	一般国道
4	国道166号	古市2丁目(臥龍橋付近)～駒ヶ谷付近(逢阪橋)	一般国道
		飛鳥地内～太子町境界	
5	堺大和高田線	松原市境界～藤井寺市境界	主要地方道
6	柏原駒ヶ谷千早赤阪線	駒ヶ谷(逢阪橋)～柏原市境界	主要地方道
		川向(臥龍橋付近)～富田林市境界	
7	堺羽曳野線	松原市境界(美原ローリー付近)～藤井寺市境界	主要地方道
8	美原太子線	堺市境界～国道170号	主要地方道
9	郡戸大堀線	松原市境界～郡戸付近	一般府道
10	西藤井寺線	藤井寺市境界～野中寺付近	一般府道
		天仁病院付近～五軒家南	
		郡戸～堺市境界	
		桃山台～河原城	
11	島泉伊賀線	南島泉～南宮交差点付近	一般府道
12	郡戸古市線	五軒家南～白鳥	市道 一部広域緊急交通路と重複 (軽里北～大阪はびきの医療センター)
13	藤井寺羽曳山線	野中寺～羽曳が丘5丁目付近	市道
14	南阪奈道路側道線	国道170号～国道166号	市道
15	河原城駒ヶ谷線	羽曳が丘西2丁目～西浦	市道
16	羽曳が丘西線	羽曳が丘5丁目～羽曳が丘8丁目付近	市道
17	はびきの128号線	羽曳が丘8丁目付近～埴生野	市道
18	西新田南宮線	南宮交差点付近～天仁病院付近	市道
19	野中城山線	城山北～古市4丁目付近	市道
20	臥龍古市線	古市4丁目付近～国道166号	市道
21	駒ヶ谷飛鳥2号線	駒ヶ谷～太子町境界	市道
22	羽曳が丘西東西線	羽曳が丘西2丁目～羽曳が丘西4丁目付近	市道
23	東大塚美陵線	松原市境界～高鷲10丁目付近	市道

図2.1.5-1 地域緊急交通路



2 緊急交通路の整備

市は、効率的なネットワーク形成のために、あらかじめ選定された地域緊急交通路について、道路の拡幅や交通安全施設等、総合的な整備を促進する。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、大阪府、警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両確認標章等の交付

市及び防災関係機関は、災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、所有車両を緊急通行車として大阪府警察（羽曳野警察署）を經由して、府公安委員会へ確認申出を行い、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることで、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

1 市

市は、地域の実情を踏まえ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議するとともに、災害時の救出・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる災害時用臨時ヘリポートを選定し、大阪府に報告する。

災害時用臨時ヘリポートの選定場所としては、公共の運動場等から、次の事項に留意して選定するものとする。また、市は、大阪府と連携し、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速かつ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
- (2) 地面斜度6度以内のこと
- (3) 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
[必要最小限度の地積]
 - 大型ヘリコプター … 100m四方の地積
 - 中型ヘリコプター … 50m四方の地積
 - 小型ヘリコプター … 30m四方の地積
- (4) 二方向以上から離着陸が可能であること。

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

- (5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (6) 車両等の進入路があること
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地を設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。
- (8) 受け入れにあたっての留意事項
 - ① 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。これが準備できない場合でも、航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
 - ② 着陸点には、Hを表示すること。
 - ③ 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

表 2. 1. 5-2 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	はびきのコロセアム（東側駐車場）	グレープヒルススポーツ公園
所在地	羽曳野市南恵我之荘4-237-4	羽曳野市駒ヶ谷850
所有者又は管理者	羽曳野市長	羽曳野市長
土地の状況	長さ×幅＝面積 35m×55m＝1,925 m ²	長さ×幅＝面積 100m×100m＝10,000 m ²
発着可能機数	小型1機	大型1機
ヘリポート名	はびきの埴生学園	
所在地	羽曳野市伊賀5-8-1	
所有者又は管理者	羽曳野市長	
土地の状況	長さ×幅＝面積 112m×90m＝10,080 m ²	
発着可能機数	大型1機	

2 医療機関

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の輸送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

表 2. 1. 5-3 ドクターヘリランデブーポイント

ドクターヘリランデブーポイント	府営石川河川公園駒ヶ谷地区 グレープヒルススポーツ公園 陵南の森総合センターグラウンド 阪南大学羽曳野グラウンド 四天王寺大学東グラウンド 中央スポーツ公園	羽曳野市駒ヶ谷140 羽曳野市駒ヶ谷850 羽曳野市島泉8-8-1 羽曳野市羽曳が丘西7-1032 羽曳野市学園前3-2-1 羽曳野市伊賀5-6-37
-----------------	---	--

第3 輸送手段の確保体制

市は、陸上輸送、航空輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備することとし、車両等の確保、管理に努めるとともに、市内の民間の陸運会社等との連携に努める。その際、緊急通行車両確認申出を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

第4 交通規制・管制の整備

1 緊急通行車両確認申出

市は、災害対策基本法第50条第1項等に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、府公安委員会に対し確認申出（資料編 資料8 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済書 参照）を行い、緊急通行車両確認標章等の交付を受ける。

(1) 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ① 地域防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- ② 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- ③ 使用の本拠の位置が大阪府内にある車両

(2) 届出済証の返還

次の場合、速やかに羽曳野警察署長を経由して届出済証を返還する。

- ① 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- ② 当該車両が廃車となったとき。
- ③ その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

2 交通の確保

市は、地域緊急交通路として定めた路線について緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する場合は、羽曳野警察署及び道路管理者に交通規制を要請するとともに、所定の表示を行うとともに、迂回路線の設定等の交通確保措置について検討する。

3 警察署

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

- ① 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備
- ② 災害時の信号制御システム等の整備
- ③ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

4 道路管理者

市をはじめ各道路管理者は、災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入体制の整備

■ 計画方針

災害から住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、指定避難所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるものとする。

第1 避難場所、避難路の選定

市は、避難場所及び避難路を選定する。

1 自然災害時の指定緊急避難場所及び避難路の選定

(1) 指定緊急避難場所

市は、地震、浸水、土石流、地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じ、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有する施設及び用地等を指定緊急避難場所(表2.1.6-1)として指定する。

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 水害及び土砂災害時の避難路の選定

市は原則とし、指定緊急避難場所や指定避難所に通じる各緊急交通路や小学校及び中学校通学路等を避難路として選定する。また、近鉄南大阪線とのアンダーパス部は豪雨時に冠水するおそれがあるため危険箇所として住民等への周知徹底に努める。

(3) その他

避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号(J I S Z 8210)の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム(J I S Z 9098)」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、土砂災害ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

2 火災時の避難場所及び避難路の選定

(1) 一時避難場所(表2.1.6-1)

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として選定す

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

る。

(2) 広域避難場所（表2.1.6-1）

広域避難場所の選定基準は、次のとおり定める。

ア 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地であること。

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は、広域避難場所として選定する。

イ 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。（「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」（国土交通省国土技術政策総合研究所）に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること。）

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（アに該当するものを除く。）であること。

(3) 火災時の避難路

火災時の避難路の選定基準は、次のとおり定める。

ア 原則として、幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道であること。

イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）であること。

ウ 落下物、倒壊物による危険等避難の障害のおそれが少ないこと。

エ 水利の確保が比較的容易なこと。

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び指定緊急避難場所（表2.1.6-1）及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所（指定緊急避難場所）

(1) 避難場所標識等による住民への周知

(2) 周辺の緑化の促進

(3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所（指定緊急避難場所）

(1) 避難場所標識の設置

(2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備

(3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(4) 複数の進入口の整備

3 避難路

(1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

(2) 落下・倒壊物対策の推進

- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の選定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる指定避難所を選定、整備する。その際、感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受け入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、ホテル・旅館等のほか、空家・空室の活用等、可能な限り多くの避難所等の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受け入れの確保を図る。さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、市ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

1 指定避難所の選定

(1) 指定避難所の選定

市は、指定避難所において、各施設管理者との連携を図り、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における良好な生活環境を確保するため、男女のニーズの違い等、男女双方の視点を考慮のうえ、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。

なお、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底に努めるものとする。

市は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、大阪府藤井寺保健所と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市は大阪府藤井寺保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は、応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

調整を図る。

(2) その他の避難場所及び避難所等

その他の避難場所、避難所（表2.1.6-4）は、指定緊急避難場所又は指定避難所が災害により使用できない場合や不足する場合にこれを補完することとする。

なお、公共宿舎施設、民間施設等の把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努めるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者対策や避難所生活の中長期化を想定し、はびきのコロセアム、陵南の森総合センター、LICはびきのを福祉避難施設（表2.1.6-3）として指定する。

2 指定避難所の福祉的整備

指定避難所に指定された施設については、災害時に高齢者や障害者等の要配慮者が利用しやすいよう、次の点に留意して施設の福祉的整備を図る。

(1) 施設管理者は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組み指針」（平成25年8月 内閣府）等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害者特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保するなど、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

(2) 多人数の避難に供する施設（棟）の施設管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りでない。

また、避難場所から仮設便所等の設置場所まで支障なく通行できるルートを確保するため、段差の解消（仮設スロープの設置を含む。）等に努める。

(3) 市は、施設管理者の協力を得て、要配慮者の避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障ないよう配慮する。

(4) 市は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。
（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供できるよう管理体制を整える。）

3 福祉避難施設の整備

市は、指定避難所が設置されたときには、あわせて福祉避難施設に相談所を設置し、社会福祉協議会、保健福祉部、ボランティアグループとの連携により、要配慮者が安心して生活ができるよう生活支援や相談体制を整備する。

表 2. 1. 6-1 指定緊急避難場所

	番号	地区名	避難場所の名称	所在地	面積 (㎡)	指定緊急避難場所		
						地震	洪水	土砂等
広域避難 場所	1	古市	石川スポーツ公園	古市石川河川敷	15,059	●	×	●
	2	西浦	府立環境農林水産総合研究所	尺度 442	20,000	●	●	●
	3	古市・埴生	峰塚公園	軽里 2-85-1 外	51,976	●	●	●
	4	高鷲・丹比	はびきのコロセアム	南恵我之荘 4-237-4	7,150	●	●	●
	5	羽曳が丘	道の駅「しらとりの郷・羽曳野」	埴生野 975-3	27,225	●	●	●
	6	駒ヶ谷	府営石川河川公園駒ヶ谷地区	駒ヶ谷 140 外	54,000	●	×	●
一時避難 場所	7	古市	誉田中学校茶山グラウンド	誉田 6-612	4,188	●	×	●
	8	古市	誉田八幡宮	誉田 3-2-8	4,000	●	×	●
	9	高鷲	高鷲小学校第2グラウンド (地域グラウンド)	恵我之荘 2-70-1	3,740	●	×	●
	10	高鷲	しなづせせらぎの道	恵我之荘 1 (旧河川敷)	4,870	●	×	●
	11	高鷲	東除公園	南恵我之荘 3-14-1	1,798	●	×	●
	12	高鷲	新池さくら公園	南恵我之荘 5-859	2,868	●	●	●
	13	埴生	青少年児童センター	向野 3-1-33	13,658	●	●	●
	14	埴生	中央スポーツ公園	伊賀 5-6-37	12,800	●	●	●
	15	埴生	向野公園	向野 3-265-1	2,311	●	×	●
	16	埴生	上印公園	はびきの 4-298-2	1,896	●	●	●
	17	埴生	伊賀公園	伊賀 6-150	1,467	●	●	●
	18	埴生	野々上 2 丁目緑地	野々上 2-646	860	●	●	●
	19	埴生	埴生野公園	野々上 5-462-9	1,213	●	●	●
	20	埴生	桃山台 1 号公園	桃山台 1-324-112	3,376	●	●	×
	21	埴生	桃山台 2 号公園	桃山台 3-130-48	2,621	●	●	●
	22	羽曳が丘	羽曳が丘北公園	羽曳が丘 1-201	8,384	●	●	●
	23	羽曳が丘	羽曳が丘中公園	羽曳が丘 3-202	2,534	●	●	●
	24	駒ヶ谷	グレープヒルスポーツ公園	駒ヶ谷 850	13,986	●	●	●

	番号	地区名	避難場所の名称	所在地	面積 (㎡)	指定緊急避難場所		
						地震	洪水	土砂等
一時避難 場所	25	駒ヶ谷	駒ヶ谷テニスコート	駒ヶ谷 1408- 1	4,609	●	●	●
	26	丹比	檜山緑地	檜山 357	1,200	●	×	●
	27	丹比	郡戸公園	郡戸 300-123	973	●	×	●
	28	羽曳が丘	健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場	羽曳が丘 9-35- 1	11,192	●	●	●
	29	羽曳が丘	羽曳が丘東公園	羽曳が丘 3-201- 1	6,067	●	●	●
	30	羽曳が丘	羽曳が丘南公園	羽曳が丘 7-201	2,533	●	●	●
	31	羽曳が丘	羽曳が丘西北公園	羽曳が丘西 2-6- 1 外 8 筆	8,531	●	●	●
	32	羽曳が丘	羽曳が丘西中公園	羽曳が丘西 3-4- 5	1,321	●	●	●
	33	羽曳が丘	羽曳が丘西公園	羽曳が丘西 4-3-14	3,030	●	●	×
	34	羽曳が丘	羽曳が丘西南公園	羽曳が丘西 1-2- 4	4,376	●	●	●
	35	羽曳が丘	羽曳が丘ネオポリス公園	羽曳が丘西 5-5-28 外 2 筆	2,178	●	●	●
	36	羽曳が丘	学園前 1 丁目公園	学園前 1-320-80	1,338	●	●	●
	37	駒ヶ谷	駒ヶ谷古墳公園	駒ヶ谷 2-10	4,676	●	●	●
	38	古市	翠鳥園遺跡公園	翠鳥園 362 の一部	1,891	●	●	●
	39	羽曳が丘	羽曳が丘 10 丁目公園	羽曳が丘 10-400-195	2,894	●	●	●
	40	高鷲	社会福祉法人大阪福祉事業財団児童養護施設高鷲学園	南恵我之荘 2-6-20	1,098	●	●	●
	41	高鷲	高鷲 4 丁目公園	高鷲 4 丁目 1-15	985	●	●	●
	42	高鷲	東大塚はなみずき公園	南恵我之荘 6 丁目 686	1,000	●	●	●
	43	高鷲	丹下ちびっこ老人憩いの広場	恵我之荘 5 丁目 121 の一部	398	●	●	●
	44	丹比	檜山公園	檜山 367	1,200	●	×	●
	45	丹比	檜山東公園	檜山 147-75	794	●	×	●
	46	羽曳が丘	羽曳が丘西 7 丁目公園	羽曳が丘西 7 丁目 439-95	721	●	●	●
	47	羽曳が丘	羽曳が丘 9 丁目公園	羽曳が丘 9 丁目 295-87	1,740	●	●	●
	48	羽曳が丘	学園前 4 丁目公園	学園前 4 丁目 260-87	1,083	●	●	●
49	西浦	西浦 1 丁目公園	西浦 1 丁目 1765-11 外 3 筆	995	●	×	●	

	番号	地区名	避難場所の名称	所在地	面積 (㎡)	指定緊急避難場所		
						地震	洪水	土砂等
一時避難 場所	50	西浦	蔵之内ちびっこ広場	蔵之内 541	515	●	●	●
	51	駒ヶ谷	大黒公園	大黒 174-11 外 1 筆	745	●	×	●
	52	埴生	野々上 2 丁目公園	野々上 2 丁目 700	1,390	●	●	●

	番号	地区名	避難場所の名称	所在地	面積 (㎡)	指定緊急避難場所		
						地震	洪水	土砂等
一時避難場所 兼 指定避難所	1	古市	古市小学校	古市1-2-5	4,337	●	×	●
	2	古市	古市南小学校	古市5-14-38	7,032	●	×	●
	3	古市・西浦	府立西浦支援学校	西浦2-1797 運動場	6,883	●	×	●
	4	古市	白鳥小学校	白鳥3-8-17	5,920	●	×	●
	5	古市	誉田中学校	誉田6-5-37	14,250	●	×	●
	6	高鷲	高鷲小学校	島泉2-1-19	8,936	●	×	●
	7	高鷲	高鷲南小学校	高鷲2-12-1	6,219	●	●	●
	8	高鷲	恵我之荘小学校	南恵我之荘7-8-35	7,923	●	●	●
	9	高鷲	高鷲北小学校	島泉4-3-33	5,794	●	×	●
	10	高鷲	高鷲中学校	島泉9-15-4	11,651	●	●	●
	11	高鷲	高鷲南中学校	高鷲2-2-1	10,206	●	●	●
	12	埴生	はびきの埴生学園	伊賀5-8-1	19,895	●	●	●
	13	埴生	埴生南小学校	はびきの6-6-1	9,300	●	●	●
	14	西浦・羽曳が丘	西浦小学校	西浦1050	4,051	●	●	●
	15	西浦・古市・ 羽曳が丘	峰塚中学校	西浦6-48	12,549	●	●	●
	16	西浦	西浦東小学校	広瀬75-3	7,508	●	×	●
	17	羽曳が丘	羽曳が丘小学校	羽曳が丘6-8-1	9,166	●	●	●
	18	丹比	丹比小学校	郡戸206	8,060	●	●	●
	19	丹比	河原城中学校	桃山台4-123	11,835	●	●	●
	20	駒ヶ谷	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷344-1	3,036	●	×	●
	21	駒ヶ谷	府立懐風館高校	大黒776 運動場	15,590	●	●	●
	22	埴生	青少年児童センター	向野3-1-33	13,658	●	●	●

※▲は浸水の状況によっては指定避難所等への垂直避難等が必要となる場合がある。

4 指定避難所の運営管理体制の整備

指定避難所の運営管理は、大阪府の指針を踏まえて作成する「羽曳野市避難所開設・運営マニュアル」に基づき管理運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて住民等に対し、あらかじめ指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

- (1) 指定避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 指定避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自主防災組織、施設管理者との協力体制

5 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、居住の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。また、家庭動物と同行避難した避難者についても、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

6 避難者の状況把握に向けた準備

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

7 在宅避難等

- (1) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (2) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

表 2. 1. 6-2 指定避難所

番号	名称	所在地	電話	面積 (㎡)	収容能力 (人)	収容地区	指定避難所		
							地震	洪水	土砂等
1	古市小学校	古市1-2-5	958-3321	676	338	古市地区	●	▲	●
2	古市南小学校	古市5-14-38	958-3331	506	253	古市地区	●	▲	●
3	府立西浦支援学校	西浦2-1797	958-0333	1,088	544	古市地区 西浦地区	●	▲	●
4	白鳥小学校	白鳥3-8-17	958-3341	392	196	古市地区	●	▲	●
5	誉田中学校	誉田6-5-37	955-4765	1,024	512	古市地区	●	▲	●
6	高鷲小学校	島泉2-1-19	955-4481	648	324	高鷲地区	●	▲	●
7	高鷲南小学校	高鷲2-12-1	953-4008	478	239	高鷲地区	●	●	●
8	恵我之荘小学校	南恵我之荘7-8-35	953-0001	534	267	高鷲地区	●	●	●
9	高鷲北小学校	島泉4-3-33	938-5411	832	416	高鷲地区	●	▲	●
10	高鷲中学校	島泉9-15-4	955-4488	830	415	高鷲地区	●	●	●
11	高鷲南中学校	高鷲2-2-1	955-9388	946	473	高鷲地区	●	●	●
12	はびきの埴生学園	伊賀5-8-1	955-0329	1,578	789	埴生地区	●	●	●
13	埴生南小学校	はびきの6-6-1	958-3488	542	271	埴生地区	●	●	●
14	西浦小学校	西浦1050	958-3351	658	329	西浦地区・羽曳が丘地区	●	●	●
15	峰塚中学校	西浦6-48	958-3301	1,002	501	西浦地区・羽曳が丘地区・古市地区	●	●	●
16	西浦東小学校	広瀬75-3	958-8100	624	312	西浦東地区	●	▲	●
17	羽曳が丘小学校	羽曳が丘6-8-1	958-3361	390	195	羽曳が丘地区	●	●	●
18	丹比小学校	郡戸206	955-1815	658	329	丹比地区	●	●	●
19	河原城中学校	桃山台4-123	954-6767	904	452	丹比地区	●	●	●
20	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷344-1	958-3371	647	337	駒ヶ谷地区	●	▲	●
21	府立懐風館高校	大黒776	957-0001	800	400	駒ヶ谷地区	●	●	●
22	青少年児童センター	向野3-1-33	952-0032	660	330	埴生地区	●	●	●

※▲は浸水の状況によって2階以上に退避することが必要となる場合がある。

表2.1.6-3 市指定の福祉避難施設

番号	施設名	所在地	地震	洪水	土砂等
1	はびきのコロセアム	南恵我之荘4-237-4	●	●	●
2	陵南の森総合センター	島泉8-8-1	●	●	●
3	L I Cはびきの	軽里1-1-1	●	●	●

※L I Cはびきのは、救援物資輸送拠点やボランティアセンターとしても使用する。

第2部 災害予防対策計画
第1章 防災体制の整備

表2.1.6-4 その他の避難場所、避難所

	地区名	避難場所	所在地	電話
1	古市地区	白鳥会館	白鳥2-1-5	958-4171
2	古市地区	石川プラザ	古市1541-1	950-2002
3	高鷲地区	支所	南恵我之荘3-1-1	955-0583
4	高鷲地区	西川公民館	恵我之荘2-6-2	938-0439
5	高鷲地区	丹下公民館	恵我之荘5-6-5	938-9214
6	高鷲地区	高年生きがいサロン2号館	恵我之荘5-1-3	931-2255
7	埴生地区	野々上公民館	野々上3-1-23	938-6464
8	埴生地区	人権文化センター	向野2-5-22	955-4556
9	羽曳が丘地区	MOMOプラザ	羽曳が丘西2-5-1	957-5553
10	羽曳が丘地区	高年生きがいサロン6号館	羽曳が丘3-1-13	959-0580
11	駒ヶ谷地区	飛鳥公民館	飛鳥1187	956-0034
12	駒ヶ谷地区	駒ヶ谷新公民館	駒ヶ谷216-1	958-7124
13	西浦地区	新町公民館	西浦1128-3	956-4762
14	西浦地区	西浦公民館	西浦3-2-25	957-1979
15	西浦地区	東阪田公民館	東阪田244	—
16	西浦地区	尺度公民館	尺度202-1	—
17	西浦地区	蔵之内老人いこいの家	蔵之内500	—
18	丹比地区	野公民館	野640	956-9912
19	丹比地区	高年生きがいサロン5号館	野640-1	931-6010
20	丹比地区	丹治はやプラザ	榎山251-1	937-4900
21	丹比地区	榎山公民館	榎山217	939-3989

第4 避難誘導體制の整備

1 市

(1) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

また、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所等への移動又は屋内での待避等を行うべきことについても住民等へ周知徹底に努める。

(2) 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報等について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(3) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、町会等地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

(4) 大阪府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、保健福祉部が中心となって、民生委員・児童委員を通じ、福祉サービスを利用している要配慮者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。

(5) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、大阪府及び市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園等の幼児教育・保育施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者

大規模集客施設、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対し

て、計画作成を働きかけていく。

第5 広域避難体制の整備

市は、大阪府と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会等既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第6 関西圏における広域避難の受入体制の整備

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受け入れを行うことが必要となる。

大阪府では関西広域連合で定めたカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難を受け入れるが、本市はこれに協力し、受入体制を整備する。

市は、大阪府から広域避難の受け入れの要請があったときは、関西広域連合の原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、被災住民（滋賀県長浜市）の受け入れを行う。

第7 応急危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携して、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の受入体制整備

市は、大阪府が開催する応急危険度判定講習会に協力するとともに、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入体制の整備等実施体制の整備を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、大阪府及び建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大阪府で実施する被災宅地危険度判定制度を活用し、地震等により被災した宅地の危険度を判定するため、判定士の確保・養成に努めるほか、被災宅地危険度判定士の受け入れ体制の整備等実施体制の整備を図り、制度について広報活動を行うなど普及啓発に努める。

第8 応急仮設住宅建設候補地の事前選定

市は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を表2.1.6-5のとおり選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

表2.1.6-5 仮設住宅の建設予定場所

	地区名	場所	面積 (㎡)	予定戸数 (戸) 2K
1	古市地区	峰塚公園	51,900	1,060
2	埴生地区	向野公園	2,300	62
3	羽曳が丘地区	羽曳が丘北公園	8,300	166
4	羽曳が丘地区	羽曳が丘中公園	2,500	52
5	羽曳が丘地区	羽曳が丘東公園	6,000	120
6	羽曳が丘地区	羽曳が丘南公園	2,500	52
7	埴生地区	埴生野公園	1,200	18
8	埴生地区	上印公園	1,800	36
9	埴生地区	桃山台1号公園	3,300	68
10	埴生地区	桃山台2号公園	2,600	52
11	羽曳が丘地区	羽曳が丘西北公園	8,500	170
12	羽曳が丘地区	羽曳が丘西中公園	1,300	50
13	羽曳が丘地区	羽曳が丘西西公園	3,000	56
14	羽曳が丘地区	羽曳が丘西南公園	4,300	54
15	羽曳が丘地区	羽曳が丘ネオポリス公園	2,100	41
16	駒ヶ谷地区	グレープヒルススポーツ公園	13,900	279
17	丹比地区	丹比小学校	3,000	60
18	高鷲地区	高鷲小学校	3,740	75
19	埴生地区	中央スポーツ公園	22,000	440
20	高鷲・丹比地区	はびきのコロセアム東側駐車場	7,000	140
21	駒ヶ谷地区	駒ヶ谷駅西側公園	1,400	16
22	羽曳が丘地区	道の駅「しらとりの郷・羽曳野」	4,900	98
計			162,900	3,165

第9 斜面判定制度の活用

市は、土砂災害から住民を守るため、大阪府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局等と協力して、住民に対して、協会及び斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第10 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書（資料編 資料19 参照）の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第7節 緊急物資確保の整備

■ 計画方針

市は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、大阪府による被害想定調査に基づき備蓄目標量を定めて計画的確保を図るものとする。

なお、市は、東日本大震災や能登半島地震において、多数の孤立集落や孤立地区が発生したことを踏まえ、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

第1 給水体制の整備

1 飲料水の供給

市は、大阪府及び府内水道（用水供給）事業者と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3ℓの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

(1) 給水拠点の整備

災害時の緊急配水施設として隣接市町及び大阪広域水道企業団との緊急連絡管の整備を行う。また、計画的な拠点整備を推進する。

(2) 給水車等の配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備

(3) 災害用備蓄水の備蓄

(4) 応急給水マニュアルの整備

(5) 相互応援体制の整備

① 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市は大阪府に対し大阪府水道災害調整本部体制の整備に協力する。

② 市域を越えた周辺市町村との広域的相互応援体制を整備する。

2 井戸水による生活用水（飲用以外）の確保

市は、大阪府と連携して、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、大阪府による被害想定調査結果に基づき備蓄目標量を定め、特に今後30年間における地震発生確率が70%～80%と想定されている南海トラフ地震については、迅速な対応が求められることから計画的な食料・生活必需品の確保に努める。また、備蓄品の調達にあたっては可能な限り要配慮者等について考慮する。

1 市、大阪府

災害時の必要物資備蓄対応日数は、「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について（大阪府域救援物資対策協議会）」において、上町断層帯地震等の直下型地震については発災後1日間、南海トラフ巨大地震については発災後3日間とされている。

また、大阪府と市町村の役割分担として、必要量を1:1で備蓄（哺乳瓶は市町村で100%確保）することとされている。

備蓄量は、南海トラフ巨大地震と直下型地震それぞれの必要量の多い方とされている。

(1) 重要物資の備蓄

品目	算出式
食糧	避難所避難者数×3食×1.2（注） （南海トラフ想定の場合は3を乗じる） （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布 （保温用資材）	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。 ※保温用資材の例：アルミブランケット（シート）等
乳幼児用粉ミルク又は 乳幼児用液体ミルク （乳アレルギーに対応したものを含む）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率） ×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日を乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率） ×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日を乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率） ×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市は必要数分（100%）、大阪府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日 （南海トラフ想定の場合は3を乗じる）
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日 （南海トラフ想定の場合は3を乗じる）
災害用トイレ	避難所避難者数×0.02（避難所避難者50人に1基） 市は、簡易トイレ、大阪府は、調達含め仮設トイレ（組立式）中心にそれぞれ確保する。 上記とは別に、大阪府は洋式水洗の組立式トイレ、市も洋式水洗の組立式トイレ等を市の一般避難所数×2（府1:市町村1）基をそれぞれ速やかに確保し配備する。 ※組立式トイレについては、トイレを覆うテントも仕様を含むものとする。また、トイレトペーパーや消毒液等のほか夜間利用に必要なランタン等についても準備することが望ましい。
凝固剤及び便袋（簡易トイレ用）	BOX型等の簡易トイレを利用する避難所避難者数×5回×3日以上を目標とする。

生理用品	避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（注）（12歳～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日 （南海トラフ想定の場合は3を乗じる） （注）対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定
トイレトペーパー	避難所避難者数×7.5m（注）/人/日 （南海トラフ想定の場合は3を乗じる） （注）NPO 緊急災害備蓄推進協議会（経済産業省推奨）によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日
マスク	避難所避難者数×3日（南海トラフ想定の場合は3を乗じる）

表2.1.7-1 重要物資備蓄目標量（市分担量）

（避難所避難者数）	上町断層帯地震B （12,644人※1）	南海トラフ巨大地震 （1,281人※2）
項目	目標量	目標量
食料	22,760食	6,917食
高齢者用食	1,138食	346食
毛布	12,644枚	1,281枚
育児用調整粉乳（乳アレルギーに対応したものを含む。）	9,205g	2,798g
哺乳瓶	142本	15本
乳児・小児用おむつ	1,265枚	385枚
大人用おむつ	253枚	77枚
簡易トイレ	64基	7基
生理用品	1,233枚	375枚
トイレトペーパー	47,415m	14,412m
マスク	6,322枚	1,922枚

※1：「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（大阪府 平成19年3月）の罹災者と避難所生活者の想定結果の値

※2：南海トラフ巨大地震「大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）市区町村別表」（大阪府 平成25年10月）の発災1日後の避難所避難者の値

(2) その他の物資の確保

次の物資の確保体制を整備する。

- ① 精米、即席麺等の主食
- ② 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）
- ③ ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ④ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ⑤ 被服（肌着等）
- ⑥ 炊事道具・食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）
- ⑦ 光熱用品（LPガス、LPガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑧ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑨ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

- ⑩ ブルーシート、土のう袋
- ⑪ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑫ 簡易ベッド、間仕切り等
- ⑬ 要援護高齢者、障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障害者用つえ、補聴器、点字器等）
- ⑭ 棺桶、遺体袋 等

(3) 備蓄・供給体制の整備

市及び大阪府は、危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、救援物資輸送拠点等の整備、分散備蓄等の体制整備に努めることとし、市では次の事業を実施する。

- ① できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- ② 備蓄物資の点検及び更新
- ③ 各種協定締結による流通備蓄の充実
- ④ 定期的な流通在庫量の調査の実施
- ⑤ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通を含む。）
- ⑥ 救援物資輸送拠点（生活文化情報センター（L I Cはびきの））の機能充実
- ⑦ 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

表2.1.7-2 災害備蓄拠点一覧表

名称	所在地	電話番号
生活文化情報センター (LICはびきの(地下倉庫))	羽曳野市軽里1-1-1	950-5500
中央スポーツ公園	伊賀5-6-37	959-3567

表2.1.7-3 災害備蓄保管場所等一覧表

	名称	所在地	電話番号
1	古市小学校	古市1-2-5	958-3321
2	古市南小学校	古市5-14-38	958-3331
3	府立西浦支援学校	西浦2-1797	958-0333
4	白鳥小学校	白鳥3-8-17	958-3341
5	誉田中学校	誉田6-5-37	955-4765
6	高鷲小学校	島泉2-1-19	955-4481
7	高鷲南小学校	高鷲2-12-1	953-4008
8	恵我之荘小学校	南恵我之荘7-8-35	953-0001
9	高鷲北小学校	島泉4-3-33	938-5411
10	高鷲中学校	島泉9-15-4	955-4488
11	高鷲南中学校	高鷲2-2-1	955-9388
12	はびきの埴生学園	伊賀5-8-1	955-0329
13	埴生南小学校	はびきの6-6-1	958-3488
14	西浦小学校	西浦1050	958-3351
15	峰塚中学校	西浦6-48	958-3301
16	西浦東小学校	広瀬75-3	958-8100
17	羽曳が丘小学校	羽曳が丘6-8-1	958-3361
18	丹比小学校	郡戸206	955-1815
19	河原城中学校	桃山台4-123	954-6767
20	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷344-1	958-3371
21	府立懐風館高校	大黒776	957-0001
22	青少年児童センター	向野3-1-33	952-0032
23	はびきのコロセアム	南恵我之荘4-237-4	937-3123
24	陵南の森総合センター	島泉8-8-1	952-2751
25	LICはびきの	軽里1-1-1	950-5500
26	高鷲小学校第2グラウンド (地域グラウンド)	恵我之荘2-70-1	955-0730

2 住民・事業者における備蓄の促進

市は、災害への備えとして、住民・事業者において1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄、非常持ち出し袋(品)等を準備することの必要性等について啓発等を進める。

第8節 ライフライン確保体制の整備

■ 計画方針

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道（市、大阪広域水道企業団、大阪市水道局、市管工事業協同組合）

市及び大阪広域水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（水道情報通信ネットワーク）を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制・応援受援体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、定期的に単独及び広域的な防災訓練を実施する。

4 相互応援体制の整備

円滑かつ迅速な応援活動を図るため、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」及び「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」により、広域的相互応援体制の整備に努めるとともに、他地方公共団体及び民間団体等との応援協定により、相互応援体制の整備に努める。

第2 下水道（市、大阪府）

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害時必要な復旧用資機材を把握し、調達、備蓄により確保する。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府と協力して府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (4) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星携帯電話の配備等情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - ② 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭の都市ガス供給を停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、導管網ブロックの細分化を図る。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（NTT西日本株式会社等、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ① 災害予報及び警報の伝達
 - ② 非常招集
 - ③ 災害時における通信疎通確保
 - ④ 各種災害対策機器の操作
 - ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - ⑥ 消防及び水防
 - ⑦ 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、市は、関係事業者と協調し、大阪府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 住民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

1 市、大阪広域水道企業団及び大阪府

市、大阪広域水道企業団及び大阪府は、飲料水等の備蓄の重要性、節水及び水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。

2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3 NTT西日本株式会社等

NTT西日本株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛及び緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7 倒木等への対策

市は、大阪府、電気事業者及び電気通信事業者が実施する、倒木等による電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大への協力を努めるものとする。

第9節 交通確保体制の整備

■ 計画方針

鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第1 鉄軌道施設

鉄軌道管理者（近畿日本鉄道株式会社）は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備並びに災害発生後直ちに鉄軌道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）のための道路啓開用資機材を整備するとともに、民間建設業者等に対しても資機材の確保整備を呼びかけ、災害時における協力を要請する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第3 乗合旅客自動車運送事業者

乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社）は、災害時におけるバスの運行途絶は市民生活に与える影響が大きいため、利用者の安全確保を最優先として、可能な限り運行の確保に努めるとともに、利用者の安全確保及び混乱防止を図る体制を整備する。

第10節 避難行動要支援者支援体制の整備

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障害者・高齢者等に対する支援体制整備

市は、「羽曳野市災害時要援護者支援プラン（全体計画）」（平成24年3月）に基づき、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

災害時には、避難行動要支援者が比較的多く被災する傾向があることから、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。このため、市は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。また、名簿作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(1) 名簿に記載する対象者

「避難行動要支援者名簿」に記載する対象者は、次の者とし、災害時に支援が必要な人として市において管理する。また、そのうち避難支援等関係者への情報提供に同意した者については、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

- ① 身体障害者（1、2級、視覚・聴覚）
- ② 知的障害者（療育A）
- ③ 精神障害者（1級）
- ④ 障害者手帳を保有している独居の人
- ⑤ 要介護認定3～5の者
- ⑥ 65歳以上の一人暮らし、75歳以上のみの世帯
- ⑦ 昼間のみ⑥の状態になる人
- ⑧ 特定疾患、小児慢性特定疾患医療受給者
- ⑨ その他災害時の避難に支援が必要な人

(2) 名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿に含まれる個人情報は、次のとおりとし、住民基本台帳、介護保険受給者台帳、身体障害者手帳交付台帳等の行政が保有する情報及び本人が申告する情報により各種情報を収集する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号

- ⑥ FAX 番号
- ⑦ 携帯電話番号
- ⑧ メールアドレス
- ⑨ 避難支援等を必要とする事由
- ⑩ 本人の状態を示す事項

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は、情報提供に同意した者の避難行動要支援者名簿情報の提供先として、次のとおりとする。

なお、名簿情報が秘匿性の高いものであることから、名簿の提供にあたっては、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを説明するとともに、施錠可能な場所への名簿の保管や必要以上に複製しないこと、名簿提供先が団体である場合は、名簿を取り扱う者を限定すること等情報漏えいの防止に関する指導を行う。

- ① 校区福祉委員会
- ② 町会（町会、自治会等地域によって名称が異なる。）
- ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員
- ④ 自主防災組織
- ⑤ 避難支援者
- ⑥ 大阪南消防組合
- ⑦ 羽曳野市社会福祉協議会

また、災害時において生命又は身体の安全を守るため緊急かつやむを得ない状況にあると認めるときは、災害対策基本法第49条の11第3項により、本人の同意の有無に関わらず警察、自衛隊、医療団体等の関係機関に避難行動要支援者名簿情報の提供を行う。

(4) 名簿の管理・更新方法

市は、避難支援等関係者及び関係各課が収集した情報を基に、名簿情報を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5) 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得るとともに、地域特有の課題に留意しながら、個別避難計画を作成するよう努める。その際には、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。また、計画作成の際は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(6) 本計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得て、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(7) 個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(8) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備等、必要な配慮をする。

(9) 個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等

第2部 災害予防対策計画

第1章 防災体制の整備

により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(10) 気象庁は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

2 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援等を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

3 福祉避難所における体制整備

市は、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケア等相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受け入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

5 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、校区福祉委員会、町会、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

老人福祉施設、障害者支援施設等の各施設管理者は、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、災害対策マニュアルの作成や避難訓練の実施を促進する。併せて、施設の耐震化を進めるとともに、被災状況を市や大阪府に報告する体制を確立するよう努める。

また、市は、大阪府と連携を図りながら、被災時における施設利用者支援の確保のため、府内や他の府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れのほか、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するように努める。

第3 福祉避難所の指定

市は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を指定するものとし、特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。指定の

際には、受入れ対象者を特定して公示するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難する際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 外国人に対する支援体制整備

市は、市内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）、ボランティア団体等と連携し、市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、来阪外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信するなど、外国人に配慮した支援に努める。

また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第11節 帰宅困難者対策

■ 計画方針

市は、大阪府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。併せて、市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、大阪府や関西広域連合と連携して、企業等に対して、次のことについて普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避けること。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動を周知すること。
- (3) 企業等内に滞在するために必要な物資を確保すること。
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法を周知すること。
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段を確認すること（家族間であらかじめ決定）。
- (6) これらを確認するための訓練を実施すること。

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、市は、平常時から鉄道事業者等関係者との連携体制の確立を図る。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

市は、大阪府が関西広域連合と連携して確立する主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを踏まえて、市民に対し、適切な情報提供を図るとともに、これらの情報入手方法についての普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組み

鉄道の代替としてバスによる輸送の円滑な実施に向け、大阪府が構築を図る近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整等を行う枠組みが速やかに機能するよう、連携を図るとともに、市民への情報提供を行う。

第5 徒歩帰宅者への支援

大阪府は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

(1) 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（防災・救急ステーション）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ① 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- ② 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

(2) コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、徒歩帰宅者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（災害時帰宅支援ステーション）において、徒歩帰宅者に対し、次のような支援を行う。

- ① 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供
- ② 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、大阪府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するよう連携する。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等により、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努めるものとする。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた体制が整備されるよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自ら守る」という意識を持ち自らの判断で一人ひとりが確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解を得るよう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に対する理解の促進を図る。

併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、男女双方の視点を考慮するとともに、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の危険場所
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑥ 地域社会への貢献
- ⑦ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ① 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活物資の備蓄
- ② 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備
- ③ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ⑤ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
- ⑥ 消火器、感震ブレーカーの設置
- ⑦ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- ⑧ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑨ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- ⑩ 緊急地震速報等の適切な知識
- ⑪ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- ⑫ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑬ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 初期消火、救出救護活動
- ③ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ④ 情報の入手方法
- ⑤ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- ⑥ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- ⑦ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ⑧ 避難行動要支援者への支援
- ⑨ 避難生活に関する知識
- ⑩ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ⑪ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ⑫ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ⑬ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑭ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- ⑮ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときにとるべき行動

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット等を作成し配布するとともに、広報紙（誌）及びテレビ、ラジオ等のマスメディア、市ウェブサイト等インターネット等を活用して意識の高揚を図る。また、外国語版、点字版のパンフレットや字幕・手話通訳付きのビデオの作成等、外国人や視覚障害者・聴覚障害者等に配慮した多様できめ細かな啓発に努める。

啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、熊本地震等の教訓や南海トラフ巨大地震、豪雨災害等で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映する。

第2部 災害予防対策計画

第2章 地域防災力の向上

(2) 防災週間期間中の啓発活動

防災週間に広報車を利用した広報活動を行うとともに、広報「はびきの」等を活用した啓発活動を行う。

(3) 活動等を通じた啓発

水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた住民参加型防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(4) 講習会等による啓発

① 大阪南消防組合

大阪南消防組合は、住民、地域及び事業者等の地震時における出火防止、初期消火等の知識及び防災行動力を高めて、発生時に対処しうる自衛体制を強化する。

ア 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士及び自衛消防隊員に対し、法令に基づく講習を実施し、事業所における防災体制を強化する。

イ 地域に対しては、随時、訓練、講習会、映画等各種の集会を通じて、防災思想の普及と防災行動力の向上を図る。

ウ 各種団体については、それぞれの設立趣旨にのっとり、自主的な研究会、講習会等を通じ、防災知識及び行動力の向上を図る。

② 羽曳野警察署

座談会、講習等を開くとともに、警察関係の協力団体や商店会、自治会・町会に依頼して、災害及び防災に関する知識の普及に努める。

(5) 防災訓練及び個別訓練

災害時において住民が十分な防災知識を持ち、自発的な防災活動を行えるよう、大阪南消防組合等、防災関係機関との連携により、総合訓練及び個別訓練の実施を図る。

第2 防災教育

1 学校における防災教育

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、大阪府及び市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実に図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ① 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法等
- ② 災害についての知識
- ③ 気象予警報や避難情報等の意味
- ④ ボランティアについての知識・体験
- ⑤ 消防署等の社会見学の実施
- ⑥ 避難訓練等の実施

⑦ 地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ① 防災週間等を利用した訓練の実施
- ② 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ③ 特別活動を利用した教育の推進
- ④ 防災教育啓発施設の利用
- ⑤ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

教育委員会は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等が参画した防災教育

市は、大阪府と協力して、大阪南消防組合等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化ができるよう努めるものとし、大阪府はそれを支援する。

第3 災害教訓の伝承

大阪府及び市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑がもつ意味を正しく後世に伝えていくとともに、過去の災害経験者の話を聞く機会の創出に努める。

第2節 自主防災体制の整備

■ 計画方針

市は、住民及び事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に努めるものとする。

第1 自主防災組織の育成

市は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

さらに、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、高齢者や障害者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災に対する心構えの普及啓発（ミニコミ誌発行、講習会の開催等）
- ② 災害発生の未然防止（消火器等の防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断等）
- ③ 災害発生への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の把握、防災資機材や備蓄品の管理等）
- ④ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置・指定避難所開設運営・炊き出し訓練等）
- ⑤ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助等）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ③ 初期消火（消火器や可搬式ポンプによる消火等）
- ④ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報等の住民への周知等）
- ⑤ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- ⑥ 指定避難所の自主的運営

2 育成方法

市は、本市の一定地域において、住民が連帯協調し、自主的な防災活動を行うことによって、地震、風水害その他災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、その被害の防止と軽減を図るため、地域の実情に応じて自主的に設置、運営される自主防災組織の育成に努める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

- (5) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3 各種組織の活用

消防（水防）団、婦人防火クラブ等防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第2 事業者による自主防災体制の整備

市は、大阪南消防組合と連携して事業者に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 事業継続計画（BCP）の策定
- ② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- ③ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認等）
- ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）
- ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ① 避難誘導（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ③ 初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報等の周知等）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放等）

2 啓発の内容

市は、大阪南消防組合と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報「はびきの」等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3 救助活動の支援

市、警察署及び防災関係機関は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、必要な場所に救助・救急用資機材を整備する。

第4 地区防災計画の策定等

一定の地区（小学校区等）内の住民及び事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、地区の防災力向上のための取組みについて、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

市は、地区計画地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、市は、地区防災計画ガイドライン（内閣府）等の周知等により計画策定を支援するとともに、計画の策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

第3節 ボランティアの活動環境の整備

■ 計画方針

市及び市社会福祉協議会、大阪府、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。こうした体制のもとで、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るなど地域のボランティア活動の支援を行うものとする。

加えて、災害発生時における上記連携体制の強化を図るため、大阪府は、府域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努め、市は、本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

第1 受け入れ窓口の整備

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための災害ボランティアセンターをL I Cはびきのに設置することを要請し、市社会福祉協議会との連携により運営等の連絡調整を行う。

第2 事前登録

市及び大阪府は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、ボランティア活動を行おうとする者の事前登録を行う。

第3 人材の育成

各機関は、相互に連携してボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 活動支援体制の整備

市は、災害時にボランティアの受け入れ及び活動のための拠点を、あっせん又は提供できるよう、男女双方の視点を考慮しつつ、あらかじめ計画するとともに、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5 情報共有会議の整備・強化

市及び大阪府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、防災体制の整備や事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。加えて、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

市は、事業継続力強化支援計画に基づき、大阪府と連携して事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

※事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（引用：内閣府作成事業継続ガイドラインより）

第3章 災害予防対策の実施

第1節 都市の防災機能の強化

■ 計画方針

市は、防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化にあたっては、丘陵部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン（平成17年1月改訂）」（大阪府都市整備部）を活用するものとする。

大阪府及び市は、それぞれのまちの災害リスクを踏まえた居住誘導、災害ハザードエリアにおける開発抑制、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第1 防災空間の整備

市は、防災関係機関と連携し、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地等の貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅等の公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救助活動の拠点としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省、国土交通省国土技術政策総合研究所監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考にするものとする。

（1）広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するため、概ね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の用に供する土地と一体となって概ね面積10ha以上となるものや、土地利用の状況その他の事情を勘案して地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるものを含む。）を整備に努める。

（2）一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

（3）災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の

機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）の整備に努める。

(4) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・近隣公園等の都市公園の整備に努める。

2 道路・緑道の整備

(1) 幹線道路をはじめとする新設道路の整備、既存道路の拡幅等を行い、多重ネットワークの形成に努める。

(2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員 16m以上の道路及び幅員 10m以上の緑道を整備することとし、そのために国道、府道について大阪府及び近畿地方整備局等への整備を要請するほか、市道についても拡幅等の整備を進める。

(3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の導入等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市は、防災関係機関と連携して、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置を進める。

2 河川水の活用や下水処理水の再利用を行うための施設の整備促進

3 ため池等農業水利施設の防災機能の強化

(1) ため池耐震対策の推進

(2) 災害時における初期消火用水、生活用水利用等、農業用水路、ため池の防災利活用整備の推進

第3 密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき密集市街地において、大阪府が策定する「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、次の諸施策を重層的に実施し、建物の不燃化・耐震化促進、延焼遮断帯の整備、地域拠点等の整備等により住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域、準防火地域等の指定
- (2) 特定賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

2 各種事業の推進

- (1) 土地区画整理事業
- (2) 市街地再開発事業
- (3) 街路事業
- (4) 道路事業
- (5) 公園事業等
- (6) 木造市営住宅の除却事業
- (7) 地積調査事業

第4 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

また、大阪府、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

1 避難所の福祉的整備の実施

市は、避難所として利用される施設について、要配慮者の利用を考慮して、バリアフリー化等福祉的整備に努める。

2 建築物の不燃化の促進

一般住民に対して、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物不燃化への取組みの促進を図る。

3 屋外広告物等の落下防止

市は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導する。

4 宅地の風水害対策促進

市は、擁壁崩壊等、危険宅地を発見するための防災パトロールを実施し、所有者等に改善勧告を行い、危険宅地の解消に努める。

また、一般住民に対して、台風時、豪雨時に対して、屋根瓦、雨戸や樋の補修・点検、テレビアンテナや塀等の耐風性強化等を啓発し、建築物の安全対策を促進する。

5 地下空間の浸水防止

地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

6 その他

- (1) 定期報告制度（建築基準法第12条による特殊建築物等の調査・検査報告）及び高層建築物等の防災計画書作成指導）の推進
- (2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (3) 液状化対策の啓発

第5 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

大阪府は、不動産、建築、法律等の専門家団体との連携により、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備し、市とともに、相談窓口の普及啓発に努める。

第6 所有者不明土地の活用

国、大阪府及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第7 文化財

市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発

市は、文化活動や広報活動を通じて住民に対し、文化財に対する保護意識の高揚を図る。

2 所有者等に対する防災意識の徹底

市は、文化財の所有者等に対し、防火管理者を中心として消防用設備等の設置を進めるとともに、建築物の倒壊防止や瓦等の落下防止、美術工芸品保存施設の耐震構造化等、火災や震災等に対する予防措置をとるよう意識の徹底を図る。神社・仏閣等の祭礼等にあたっては、火の取り扱い等に注意を呼びかける。

また、重要文化財等について、初期消火を重点に自衛消防の組織の編成、地域住民との連携を促す。

第8 陵墓、古墳等

市は、宮内庁書陵部が所管する陵墓の防災対策に、必要に応じて協力する。また、わが国の歴史を理解する上で欠くことのできない古墳、遺跡等の史跡を適切に管理し、火災、水害、土砂崩壊等の防災上の対策を図る。

第9 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努めるものとする。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ① 浄水場、受水場、配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - ② 医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ③ 施設の機能維持に不可欠な受配電設備、情報通信システムの整備
- (3) 浄水池・配水池容量の増強、管路の多重化（連絡管等の整備）、水源の複数化、非常用自家発電設備、自己水の活用等バックアップ機能を強化する。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、安全度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 管渠、ポンプ場等のネットワーク化、重要施設の複数系列化、施設の弾力的運用による処理機能の確保に努める。
- (4) 下水道施設への流入・流出量等や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（N T T西日本株式会社等、株式会社N T Tドコモ（関西支社）、K D D

I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

- (1) 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）
 - ① 豪雨、洪水のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
 - ② 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
 - ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
- (2) 電気通信システムの高信頼化
 - ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
 - ② 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
 - ③ 主要な電気通信設備について、非常用電源を整備する。
 - ④ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。
 - ⑤ 携帯電話基地局の強靱化を図るなど、大阪府及び市の庁舎等・その他の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画の作成と現用化
災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

- (1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
 - ① 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
 - ② 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。
- (2) 特に、共同溝については、市域内及び近隣市町村とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

第10 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

[資料編 資料 29 災害廃棄物収集運搬救護協定書 参照]

[資料編 資料 30 災害時における災害廃棄物の一時保管に関する覚書 参照]

1 し尿処理

- (1) し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなど、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- (4) 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- (6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。
- (4) あらかじめ仮置場等の候補地を検討しておく。また、仮置場等の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消毒剤等の備蓄に努める。
- (5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- (2) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (3) 市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、市ウェブサイト等において公開する等、周知に努める。

- (4) 大阪府又は市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第11 事前復興対策

災害に強く安心して暮らせる都市の実現と被災者の速やかな生活再建を図るためには、迅速かつ円滑に復興事業等を進める必要があり、市は、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日法律第55号）第10条に基づく復興計画を定めることができることとされている。

しかし、より迅速かつ円滑に復興を図るためには、防災・減災対策と同様、被災後の復興対策についても、平常時から検討し、準備しておく事前復興の取り組みが重要となっている。

このため、市は「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等も踏まえ、迅速かつ円滑な復興のための準備や、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりの推進等について検討する。

第2節 地震災害予防対策の推進

■ 計画方針

大阪府は、平成18年度及び平成25年度に公表した大規模地震の被害想定調査をもとに、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、人的被害を10年間（平成27～令和6年度）で9割減させること等を目標とする「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成27年3月策定）を定めている。

市は、大阪府のアクションプランを念頭に、災害による建築物の倒壊や火災による被害を防止するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進等で建築物の安全化を促進する。

なお、能登半島地震の被災地支援での課題を踏まえ対策を推進するため、取組期間を2年間延長し、地震防災対策の更なる推進を図る。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は「地震防災対策特別措置法」（平成24年6月27日法律第51号）に定める第六次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、事業の推進に努める。

1 計画の初年度

令和3年度

2 計画対象事業

市が実施する予定の事業は、3号「消防用施設」、16号「飲料水施設・電源施設等」、17号「備蓄倉庫」である。

第2 建築物の耐震対策等の推進

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化及び安全性について、所管施設での機能確保と民間建築物等に対する防災対策の周知徹底と指導に努めるものとする。

特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、消防署、学校、病院等の公共建築物について耐震化を推進する。

1 建築物の耐震対策の促進

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に沿って策定する「羽曳野市建築物耐震改修促進計画」に基づき、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

特に病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者等が利用する建築物のうち大規模なもの及び大阪府により広域緊急交通路として指定された沿道建築物のうち道路を閉塞する可能性のあるものについては、耐震診断が義務付けられ、その費用を補助するとともに、対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公

表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

他の防災関係機関においても、大阪府計画あるいは市計画に沿って、耐震診断及び必要な耐震改修等の促進に努める。

2 公共建築物

- (1) 市は、市有建築物について、各々が定める計画に基づき、耐震化に積極的に取り組む。
- (2) 大阪府及び市は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図るものとする。また、超高層建築物等における長周期地震動対策を講じるものとする。

3 民間建築物

- (1) 市は、国や大阪府と連携し、住宅・建築物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り支援する。
- (2) 市は、工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (3) 施設管理者は、非構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、超高層ビルにおける長周期地震動対策を講じるよう努めるものとする。
- (4) 市内の空き家等の所有者に対して、適切な管理となるよう啓発をし、特に防災上において、危険空き家等を把握し、所有者の特定に努め、必要な措置がとれるよう指導等を行うなど空き家等の対策を促進する。

第3 土木建造物の耐震対策等の推進

市及び各土木建造物の管理者は、自ら管理する建造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1 基本的考え方

- (1) 施設建造物の耐震対策にあたっては、
 - ① 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - ② 発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設建造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設建造物の重要度に則した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設建造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存建造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された建造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道及び道路施設

鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）及び道路（道路橋、高架道路等）等の耐震対策を進める。特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

3 土砂災害防止施設

大阪府と協力して、急傾斜地崩壊防止施設等の耐震災害防止施設の設置を進める。

4 ため池施設

ため池等農業用施設について、大規模地震に対する耐震対策計画を策定し、耐震対策を計画的に実施する。

第3節 水害予防対策の推進

■計画方針

市をはじめとする防災関係機関は、河川・下水道・ため池における洪水・雨水出水等による災害を未然に防止するため、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施するものとする。

第1 河川の改修

1 河川の改修

本市域における河川の実態を常に把握し、災害発生の予想されるものについては、改修事業の実施の推進に努めるとともに河川の早期改修を図る。

表2.3.3-1 市内一級河川要水防区域

河川岸		関係土木事務所	担当水防管理団体	延長 (km)
東除川	左岸	松原建設事業所	羽曳野市	4,450
	右岸	〃	〃	4,450
大水川	左岸	富田林土木事務所	〃	0.300
	右岸	〃	〃	0.300
大乘川	左岸	〃	〃	1,980
	右岸	〃	〃	1,920
石川	左岸	〃	〃	4,150
	右岸	〃	〃	4,150
飛鳥川	左岸	〃	〃	3,800
	右岸	〃	〃	3,800
梅川	左岸	〃	〃	0.150
	右岸	〃	〃	0.150

第2 水害減災対策の推進

近畿地方整備局、大阪府が行う洪水予報、水位到達情報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報伝達・避難体制の整備を行う。また、土嚢等の配置及び主要水路の清掃、水位情報の確認を行う。

1 洪水予報河川（大和川）

近畿地方整備局は、2以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水によ

第2部 災害予防対策計画
第3章 災害予防対策の実施

り国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として、「大和川」を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

2 洪水予報河川（石川）

大阪府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として、「石川」を洪水予報河川として指定し、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行う。

3 水位周知河川（東除川）

大阪府は、管理河川のうち、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として、「東除川」を水位周知河川として指定し、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市長の避難指示等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

4 浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局は、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

大阪府は、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。

また大阪府は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用するなど、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて浸水想定情報を提供するよう努めるものとする。

現在、本市に係る浸水想定区域が指定・公表されている河川は次のとおり。

- (1) 大和川
- (2) 石川
- (3) 東除川
- (4) 大乘川
- (5) 飛鳥川
- (6) 大水川

5 浸水被害軽減地区の指定

水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該地域に隣接し、または近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときは、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

- (1) 市域に水防法（昭和24年法律第193号）による浸水想定区域の指定や最新の知見を踏まえ、市は、大和川、石川、東除川等がはん濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、指定避難場所、避難時の心得等を示したハザードマップ等を作成し住民に周知する。

- ① 洪水予報又は特別警戒水位到達情報等の伝達方法

洪水予報等の伝達にあたっては、防災行政無線（同報系）の活用等により住民等に対して伝達するとともに、自治会・町会、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

- ② 避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水時における避難に関する基礎知識や方法等の周知を図るとともに、自治会・町会、自主

防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立等、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

- ③ 浸水想定区域内の地下街等又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、施設の名称、所在地を地域防災計画に定める。
- (2) 市は、上記③に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方式を定める。
- (3) 地域防災計画に名称、所在地を定めた地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、自衛水防組織を設置する。作成した避難確保計画については、市に報告し、公表するとともに当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その結果を市に報告する。
- (4) 地域防災計画に名称、所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、自衛水防組織を設置する。作成した避難確保計画については、市に報告し、公表するとともに当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その結果を市に報告する。
- (5) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的確認するように努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

〔資料編 資料 33 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表 参照〕

7 洪水リスクの開示

- (1) 洪水リスクの開示
- ① 大阪府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。
- ② 市は、洪水浸水想定区域等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。
- (2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

大阪府及び市は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

8 防災訓練の実施・指導

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、防災訓練等を実施する。実施にあたっては、様々な条件に配慮し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

9 水防と河川管理等の連携

- (1) 大阪府及び市は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として国や大阪府が組織する「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。また、河川管理者等は、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、治水ダム等の事前放流の取組を推進する。また、国及び独立行政法人水資源機構は、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を発電事業者等との連携により最大限活用する取組を推進するものとする。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

10 水防団(消防団)の強化

市は、水防団(消防団)及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材(資料編 資料17 参照)の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団(消防団)の活性化を推進するとともに、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第3 雨水出水対策

市は、浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

国、大阪府及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

第4 農地防災対策

市及び防災関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 防災重点ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、それらの管理者、所有者等に対し、改修補強等の措置をとるよう指導するものとする。

表2.3.3-2 ため池要水防箇所

名称	所在地	満水面積 (ha)	ため池管理責任者
二つ池	西浦	0.8	西浦二つ池・乙ヶ池水利組合
乙ヶ池	西浦	0.4	西浦二つ池・乙ヶ池水利組合
高松池	はびきの	1.0	野々上水利組合
夫婦池	伊賀	2.1	伊賀水利組合
戸刈池	蔵之内	0.6	蔵之内水利組合
檜山池	檜山	1.4	檜山水利組合
新池	高鷲	0.5	南宮水利組合
廻鶴池	野々上	0.4	野々上水利組合
新池	駒ヶ谷	0.3	駒ヶ谷水利組合
落ヶ池	はびきの	1.5	伊賀水利組合
ヒチンジョ池	はびきの	0.8	伊賀水利組合
クロス池	蔵之内	0.3	蔵之内水利組合・西浦水利組合
中ノ池	河原城	1.9	河原城原田水利組合
新池	飛鳥	0.7	飛鳥水利組合
広田池	尺度	18.6	蔵之内水利組合・尺度水利組合

注) 箇所の決定は、平成25・26年度に大阪府を通じて農林水産省が実施した「ため池一斉点検」により指定した「防災重点ため池」(下流に人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあり、受益面積0.5ha以上のため池)を要水防箇所としている。なお、堤体の老朽化による漏水増加や余水吐の断面狭小・樋管の老朽化による崩壊等危険である場合、また下流地域における影響度等が引きあがった場合等については、随時追加するものとする。

第4節 土砂災害予防対策の推進

■ 計画方針

市は、土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における災害防止対策を実施するものとする。
また、土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 土砂災害警戒区域等における防災対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、土砂災害から人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

大阪府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市町村長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、その範囲を示した図面を公表する。

現在、市では、急傾斜地崩壊及び土石流の事象毎に、土砂災害警戒区域（急傾斜）28箇所と土砂災害特別警戒区域（急傾斜）26箇所（平成25年12月時点）、土砂災害警戒区域（土石流）8箇所と土砂災害特別警戒区域（土石流）7箇所（平成30年12月時点）、土砂災害警戒区域（地滑り）1箇所（平成28年9月時点）が指定されている。

2 指定区域内での開発規制

大阪府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害発生時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。市は、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。

3 警戒避難体制等

- (1) 市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定める。また、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するとともに、土砂災害（特別）警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じて見直す。
- (2) 要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報等を、電話・FAX・電子メ

ール、防災行政無線（同報系）及び広報車等により伝達する。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）を作成する。また、作成した計画は市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

- (3) 国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じる。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

〔資料編 資料33 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表 参照〕

表 2.3.4-1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

現象：急傾斜地の崩壊（平成25年12月26日現在）				
区域番号	区域の名称	警戒区域	特別警戒区域	所在地
K22200070	羽曳が丘七丁目（東岸堂）	●	●	羽曳野市蔵ノ内東岸堂
K22200080	大黒（2）	●	●	羽曳野市大黒
K22200090	駒ヶ谷	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200100	駒ヶ谷（7）（長坂）	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200110	飛鳥	●	—	羽曳野市飛鳥
K22200121	壺井-1	●	—	羽曳野市壺井
K22200122	壺井-2	●	●	羽曳野市壺井
K22200130	駒ヶ谷（2）	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200140	羽曳が丘西四丁目（1）	●	●	羽曳野市羽曳ヶ丘西四丁目
K22200150	埴生野（2）（さつき野西四丁目）	●	●	羽曳野市埴生野
K22200060	大黒	●	●	羽曳野市大黒
K22200160	はびきの三丁目	●	●	羽曳野市はびきの
K22200170	学園前五丁目	●	●	羽曳野市学園前五丁目
K22200180	羽曳が丘西一丁目	●	●	羽曳野市羽曳が丘
K22200190	羽曳が丘西六丁目	●	●	羽曳野市羽曳が丘
K22200200	羽曳が丘一丁目	●	●	羽曳野市羽曳が丘
K22200210	西浦五丁目	●	●	羽曳野市西浦
K22200220	尺度	●	●	羽曳野市尺度
K22200230	古市六丁目	●	●	羽曳野市古市
K22200240	誉田	●	●	羽曳野市誉田
K22200250	大黒（3）	●	●	羽曳野市大黒
K22200260	駒ヶ谷（8）	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200270	駒ヶ谷（9）	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200280	駒ヶ谷（10）	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200290	駒ヶ谷（11）	●	●	羽曳野市駒ヶ谷
K22200300	飛鳥（2）	●	●	羽曳野市飛鳥
K22200310	飛鳥（3）	●	●	羽曳野市飛鳥

第2部 災害予防対策計画
第3章 災害予防対策の実施

K22200320	飛鳥（4）	●	●	羽曳野市飛鳥
羽曳野市計		28	26	

現象：土石流（平成30年12月26日現在）				
区域番号	区域の名称	警戒区域	特別警戒区域	所在地
D22210011	石川右1右-（1）（飛鳥川）	●	●	羽曳野市飛鳥
D22210012	石川右1右-（2）（飛鳥川）	●	●	羽曳野市飛鳥
D22210013	石川右1右-（3）（飛鳥川）	●	●	羽曳野市飛鳥
D22210014	石川右1右-（4）（飛鳥川）	●	●	羽曳野市飛鳥
D22210015	石川右1右-（5）（飛鳥川）	●	●	羽曳野市飛鳥
D22210016	石川右1右-（6）（飛鳥川）	●	●	羽曳野市飛鳥
穴虫-土 (002)	香芝市穴虫（002）	●	—	羽曳野市飛鳥
田尻-土 (002)	香芝市田尻（002）	●	●	羽曳野市飛鳥
羽曳野市計		8	7	

現象：地滑り（平成28年9月14日現在）				
区域番号	区域の名称	警戒区域	特別警戒区域	所在地
J22100580	旭ヶ丘	●	—	羽曳野市誉田
羽曳野市計		1	0	

4 土砂災害等に関する訓練

市は、大阪府と連携し、土砂災害発生時における応急対策が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関との連携や住民の参加を得る訓練を実施し、併せて土砂災害に対する住民の防災意識の高揚に努める。

5 斜面判定制度の活用

大阪府及び市は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害警戒区域等の点検巡視を行う。

第2 土石流対策（砂防）

市は、防災関係機関と連携し、「土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第3 地すべり対策

市は、防災関係機関と連携し、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第4 急傾斜地崩壊対策

市は、防災関係機関と連携し、「土砂災害警戒区域等」の把握・周知に努めるとともに、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に遂行されるよう警戒避難体制の整備に努める。

第5 宅地造成及び盛土等対策

大阪府は、宅地造成等に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地もしくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定し、その他の土地の区域を、「特定盛土等規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第26条）に指定する。また、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、開発事業者等に対して、宅地造成等に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

市は大阪府と連携して、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については防災措置を指導する。併せて、大阪府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を促進するよう努める。

市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努め、大阪府は、これについて国からの情報収集等を行う。

大阪府及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、大阪府は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第6 道路防災対策

市道路管理者は、市内の管理道路の内、土砂災害によるおそれのある道路について、あらかじめ事前通行規制区間を指定し、土砂災害の危険を防止するとともに、通行規制基準に従い現地の通行規制を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

■ 計画方針

市は、大阪南消防組合と連携して、消防法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第1 危険物災害予防対策

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 防災関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定等、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、大阪府危険物安全月間（6月）を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

5 事業者

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス災害予防対策

市は、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間（10月）において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

市は、警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物、劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及等適切な災害予防対策が講じられるよう、大阪府が実施する啓発活動等に協力する。

第5 管理化学物質災害予防対策

関係法令による規制や関係法令の周知徹底、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について、大阪府が実施する意識高揚活動等に協力する。

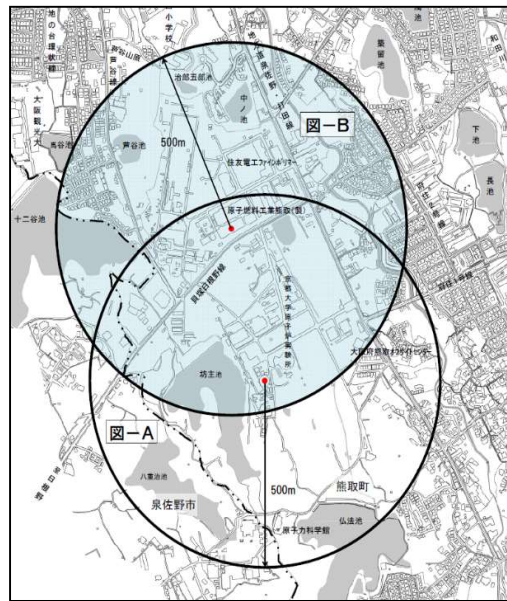
第6 放射性同位元素災害予防対策

放射性同位元素等使用事業所での核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第16条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画 原子力災害対策等に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講じるよう努める。

第7 原子力災害予防対策

大阪府域には、京都大学原子炉実験所（泉南郡熊取町）、原子燃料工業株式会社熊取事業所（泉南郡熊取町）、近畿大学原子力研究所（東大阪市）の原子力事業所が立地しており、大阪府地域防災計画「原子力災害対策」では、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が、以下のように定められている。

原子力災害対策重点地域	
泉佐野市	日根野（一部）
熊取町	<p>【京都大学原子炉実験所から半径約500m】 朝代西3丁目（一部）</p>
	<p>【京都大学原子炉実験所及び原子燃料工業株式会社熊取事業所から半径約500m】 大久保南3丁目（一部）、朝代東1丁目（一部）、朝代東2丁目（一部）、朝代西1丁目（一部）、朝代西2丁目（一部）、美熊台1丁目（一部）</p>
	<p>【原子燃料工業株式会社熊取事業所から半径約500m】 大久保南1丁目（一部）、大久保南4丁目（一部）、大久保東2丁目（一部）、五門西4丁目（一部）、五門東4丁目（一部）、東和苑（一部）</p>
東大阪市	<p>【近畿大学原子力研究所から半径約50m】 小若江3丁目（一部） （原子力災害対策重点地域は原子力事業者の敷地内にほぼ包含される）</p>



（出典：大阪府地域防災計画「原子力災害対策」（平成26年修正））

以上のように市域には、原子力災害対策重点地域は存在しないが、放射線災害が発生すると、周辺地域におよぼす影響は極めて大きいと考えられることから、放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）は、関係法令を遵守し、災害防止に万全を期すとともに、市は、大阪府地域防災計画「原子力災害対策」に基づき、関係機関及び事業所等と連携をとり、住民の安全確保のための予防対策に努める。

第6節 火災予防対策の推進

■計画方針

建築物における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

第1 建築物等の火災予防

1 一般建築物

(1) 火災予防査察の強化

大阪南消防組合及び消防団は、当該区域内の一般建築物について、消防法（昭和23年法律第186号）第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

大阪南消防組合は、一般建築物の所有者、管理者、占有者に対し、消防法第8条の規定による防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- ① 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施
- ② 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- ③ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理等

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

大阪南消防組合は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 市は、住宅における住宅用火災報知器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導、啓発

市及び大阪南消防組合、大阪府は、住民、事業所に対し、消火器の使用法、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い等、安全装置付ストーブ、住宅用防災機器等の普及の徹底を図るとともに、広報活動や防火図画の募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

市は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理者の選任・届出、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

高さが31mを越える建築物

(2) 防災計画書の作成指導

市は、原則として高層建築物の新築に際し、出火防止・初期消火や避難安全性の確保等の観点から建築物の計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導する。

- (3) 統括防火管理体制の確立
管理について権原が分かれている高層建築物において、統括防火管理体制の確立を指導する。
- (4) 防災規制
高層建築物において使用する防災対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。
- (5) 屋上緊急離着陸場等の整備
原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

第2 林野火災予防

市及び林野の管理者は林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

1 林野火災予防施設の整備

市は、市有又は市域内の財産区所有の林野について、防火線及び林道の整備を進める。
また、財産区及び個人所有の林野についても、その所有者に対し防火線等の整備を指導する。

2 監視体制及び広報活動等の強化

市では、次のような監視活動等及び広報活動を実施する。

- (1) 住民、事業所に対する啓発
- (2) 消防団等による火災発生危険期における巡視の実施
- (3) 森林法に基づく火入れの許可及び防火上必要な指示の徹底
- (4) 登山、ハイキング等で入山する者に対し、火気注意の掲示、パンフレットの配布等により注意を喚起し、火災の予防を図る。

3 林野火災特別地域対策事業の推進

市は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域について、大阪府から指導があった場合は、林野火災特別地域対策事業を実施する。

4 林野火災対策用資機材の整備

市及び大阪南消防組合は、消防力強化のため、防備資機材の整備と備蓄を推進する。

- (1) 消火作業機器等の整備
 - ・ 空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等作業用機器

第7節 防災営農計画

■ 計画方針

各種災害やこれに起因する病虫害対策として、市及び市内の農業協同組合の担当職員や指導員が中心となり、大阪府南河内農と緑の総合事務所の指導のもとに実行組合等を通じて巡回指導を実施するとともに、講習会や研究会を開催し、農業経営の安定を図る。

第1 営農指導体制の確立

市は、被害を回避するため、気象庁が発表する長期又は短期予報、その他予想される被害に関する情報、資料等を的確に収集し、各農家に対し、速やかに伝達する。また、農業経営に対する専門的な技術指導を実施し、必要によって直接現地指導を行うなどの体制を確立するものとする。

さらに被害が発生したときのため災害復旧計画の一貫としての融資制度に関する説明会を開催するなど、災害対策に関する総合的な体制を整備するものとする。

第2 営農技術、知識等の普及

災害を回避し、被害を未然に防止するため技術及び災害に耐え、被害を最小限に食い止めるための知識を習得させるため、研修会等を開催する。

第3 家畜に関する計画

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、大阪府家畜保健衛生所の指示のもとに注射、検査、消毒等の指導を行う。

また、飼料対策として、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、大阪府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。